特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

評価書番号	評価書名
4	個人住民税課税事務　全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡山市は、個人住民税の課税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

福島県郡山市長

個人情報保護委員会　承認日 【行政機関等のみ】

公表日

令和8年10月27日

［令和6年10月　様式4］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
（別添1）事務の内容
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
Ⅳ　その他のリスク対策
Ⅴ　開示請求、問合せ
Ⅵ　評価実施手続
（別添3）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税課税事務
②事務の内容　※	【概要】 　地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書（以下「申告等情報」と称す。）を収集し、個人住民税を計算し賦課決定し、通知する。賦課決定に際し、または賦課決定した後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定または賦課更正を行う。 　また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から所得・課税証明書を発行する。 【内容】 ①申告等情報（寄附金控除申告書、家屋敷課税申告書等含む。）の受理 ②他自治体等から郡山市への調査回答、郡山市から他自治体等への税務調査実施 ③個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ④住民登録外の課税（以下「住登外課税」と称す。）に伴う他自治体への通知 ⑤個人住民税の減免申請書の受理および承認または却下の決定、ならびにその通知 ⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書（給与所得者異動届出書等）の受理 ⑦他市課税であることが判明した場合の資料回送 ⑧賦課情報に基づく所得・課税証明書発行 ⑨サービス検索・電子申請機能での受領
③対象人数	[　30万人以上　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	【概要】 　個人住民税システムは、個人住民税を賦課・更正する根本となるシステムであり、他のシステムへ連携する所得等を含め個人住民税の特定個人情報を全て保有・管理するものである。 【内容】 ①課税対象者の保守管理 ②賦課決定及び賦課更正処理 ③税務調査等の課税対象者の抽出 ④被扶養者等の情報管理 ⑤税額通知及び所得・課税証明書等の帳票発行
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [○] その他　（ 国税連携システム、審査システム　）

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	国税連携システム（eLTAX）
②システムの機能	【概要】 ・国税連携システム（eLTAX）は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 ・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じ送付される。 【内容】 ①国税庁から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、所得税申告書等データ、法定調書（配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん）データを受領する。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。 ②他の市区町村に対して、所得税申告書等データを送付する。同じく、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、住民登録外課税通知データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を他自治体との間で送付及び受領する。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [○] その他　（ 地方税ポータルセンタ　）
システム3	
①システムの名称	審査システム（eLTAX）
②システムの機能	【概要】 ・地方税ポータルシステム（eLTAX）は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成17年１月から運用が開始されたシステムである。 ・このシステムでは、給与支払報告書及び年金支払報告書の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [○] その他　（ 地方税ポータルセンタ　）
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能 　情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 ②情報照会機能 　情報照会ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 ③情報提供機能 　情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　）

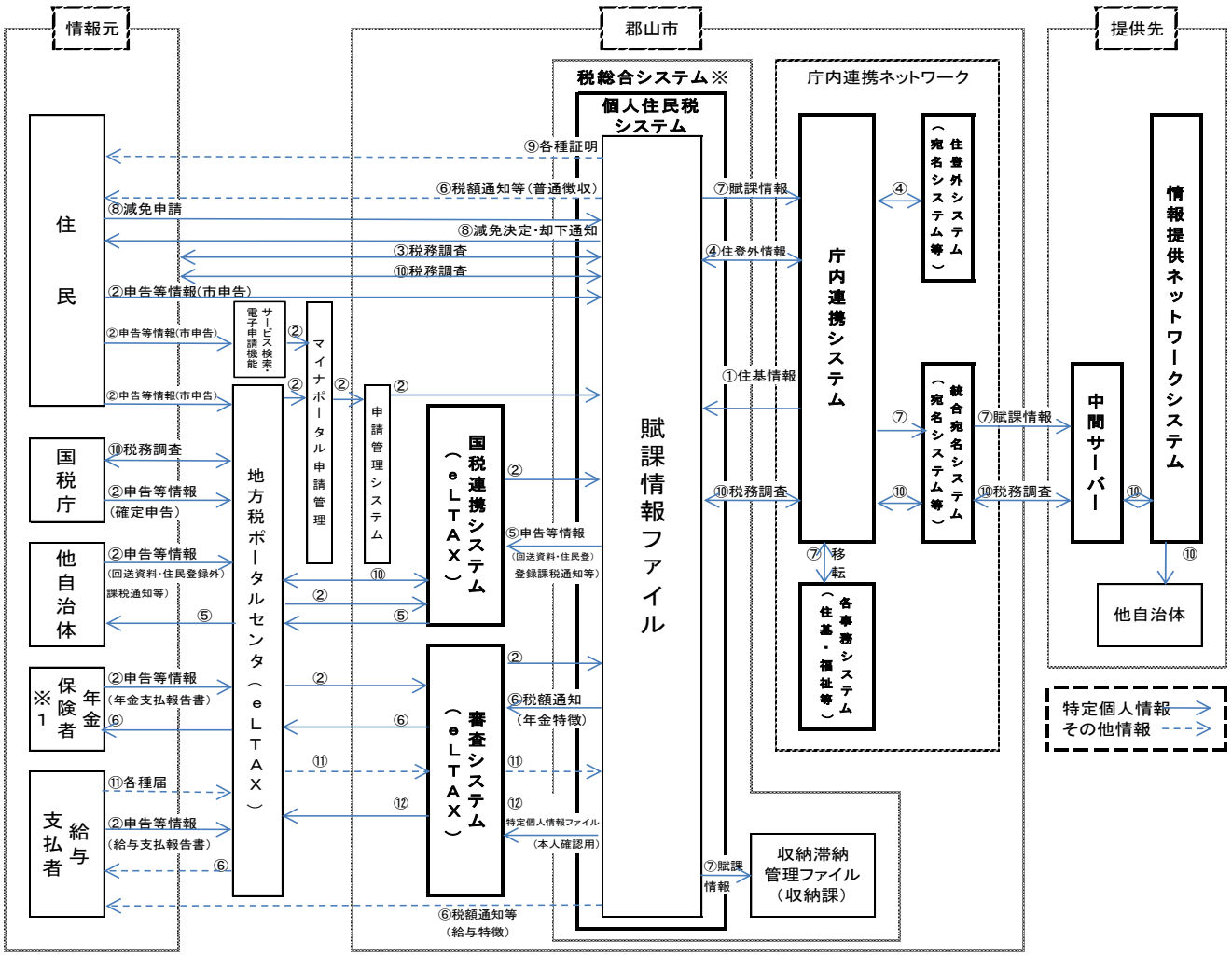
システム5	
①システムの名称	庁内連携システム
②システムの機能	①情報連携テーブル格納機能 　各事務システム間の連携において、各事務システムの連携用テーブルに情報を格納する機能。 ②情報連携テーブル修正機能 　各事務システムにおいて、異動等により情報に修正があった場合、その異動情報等を連携用テーブルに格納する機能。 ③情報連携テーブル参照機能
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（ 福祉等各事務システム　　）
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	住民登録外（以下「住登外」と称す。）システム（宛名システム等）
②システムの機能	①個人コード（住登外）付番、登録機能 　住登外者に対して、本市内で利用する個人コードを付番する機能。各事務システム管理者が必要に応じ登録を行い、庁内連携システムを介して各事務システムと連携する。 ②住登外情報修正機能 　住登外者に対して、必要に応じ内容の修正を行い、庁内連携システムを介して各事務システムと連携する。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[　] 税務システム [　] その他　（　　）
システム7	
①システムの名称	団体内統合宛名（以下「統合宛名」という。）システム（宛名システム等）
②システムの機能	①宛名番号付番機能 　統合宛名番号が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する機能。各事務システムからの統合宛名番号要求に対し、統合宛名番号を付番し、各事務システム及び中間サーバーに対し返却する。 ②宛名情報等管理機能 　統合宛名システムにおいて宛名情報を統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。 ③中間サーバー連携機能 　中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する機能。 ④各事務システム連携機能 　各事務システムからの要求に基づき、個人番号又は統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する機能。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[　] 税務システム [　] その他　（　　）

システム8	
①システムの名称	マイナポータル申請管理
②システムの機能	・住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [○] その他　（ 申請管理システム　）
システム9	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	・マイナポータル申請管理から申請データを取り込む。 ・個人住民税システムへ取り込むための申請データを受信する。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[○] 税務システム [　] その他　（　）
システム10	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [○] その他　（ マイナポータル申請管理　）
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
賦課情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	個人住民税の賦課にあたり、提出された申告等情報と課税対象者を紐付けることができ、本人特定や複数の申告等情報を合算することが正確に行えるようになる。また、住登外課税を行う場合、郡山市において個人住民税を賦課した旨を住民登録のある他自治体へ通知するためにも必要となる。
②実現が期待されるメリット	①個人番号を含んだ多種多様な申告等情報を電子情報管理することにより、他自治体への資料回送または他自治体からの資料回送が正確かつ効率的に実現可能となり、また課税対象者の錯誤による課税ミスを防止することが期待できる。また、郡山市で住登外課税した場合に住民登録のある自治体でも課税される二重課税を確実に防止できる。 ②庁内他課へのデータ移転、他の行政機関等への情報提供も効率的かつ確実になされ、申請者が窓口で提出する書類が簡素化されることが期待できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表24の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　　実施する　　] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	〈情報照会〉 〇番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項 〈情報提供〉 〇番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の情報提供者の項が「市町村長」のうち、特定個人情報の項に「地方税関係情報」が含まれるもの（1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項）
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
8. 他の評価実施機関	

（別添1）事務の内容

個人住民税賦課の事務内容



（備考）

郡山市の個人住民税（市県民税）課税事務は、情報元から収集した申告等情報により電子データ化し、税務調査および情報連携（移転）を元に課税資料データを作成し、それらを統合・賦課決定した賦課情報ファイルを作成・管理する。

① 庁内連携システムから住基情報を取得し対象者情報を作成。併せて生活保護情報を入力。
② 情報元から提出される申告等情報を収集し賦課資料ファイルを作成する。
③ 申告等情報に該当する課税対象者が存在しない場合は情報元への税務調査を行う。
④ 情報元への税務調査の結果、住民登録はないが郡山市で課税となる（住登外課税）者は、庁内連携システムを介して住登外システムにより個人番号を取得するとともに課税対象者として登録し、再度②の処理を実施する。
⑤ 情報元への税務調査の結果、市外の納税義務者であることが判明した場合は、直接または国税連携等経由により、他自治体へ資料を回送する。同じく、直接または国税連携等経由により、住民登録外課税通知、寄附金税額控除に係る申告特例通知を他自治体へ送付する。
⑥ 数種の課税資料データを統合し、賦課決定を行うとともに、（納税義務者・年金支払者・給与支払者へ）税額通知等を送付。
⑦ 決定・通知された賦課情報を直接または庁内連携システム経由により、各事務システム等へ連携（移転または提供）する。
⑧ 担税力に乏しいと思料される者から、減免申請を受理し、審査のうえ、決定または却下通知発送。
⑨ 納税義務者からの請求に応じ、各種（所得・課税）証明を発行。
⑩ 必要に応じ、郡山市から情報元または他自治体へ、国税庁または他自治体から郡山市へ税務調査を実施。
⑪ 給与支払者（特別徴収義務者）または納税義務者に関し、異動（納税義務者の就退職・支払者の所在地変更等）に応じ、各種届の提出。
⑫ 特定個人情報ファイル（本人確認用）を作成し、審査システム（eLTAX）に格納する。審査システム（eLTAX）は、特定個人情報ファイル（本人確認用）をLGWANを通じて地方税ポータルセンタ（eLTAX）に送信する。

※ ②の申告等情報及び⑪の各種届において、住民以外の情報元から紙媒体により直接郡山市へ提出されるものも存在する。
また、同様に⑤の他自治体への資料回送も紙媒体で実施されるものもある。
※ ⑥の住民への税額通知には個人番号を記載しない。
※ ⑨の証明書発行は、コンビニ交付分を含む。（平成28年3月1日から）
※ ⑩の税務調査等により、決定された税額に賦課更正・賦課取消等の必要が生じた場合、速やかに⑤から⑧の処理を行う。
※注 公的年金等支払者のうち、
・厚生労働大臣（日本年金機構）
・厚生労働大臣（日本年金機構）を経由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団
・地方公務員共済組合連合会を経由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、札幌市職員共済組合、川崎市職員共済組合、横浜市職員共済組合、名古屋市職員共済組合、京都市職員共済組合、大阪市職員共済組合、神戸市職員共済組合、広島市職員共済組合、北九州市職員共済組合、福岡市職員共済組合、公立学校共済組合、警察
・なお、公的年金等支払報告書は、厚生労働大臣（日本年金機構）及び地方公務員共済組合連合会を経由せずに提出される。

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
賦課情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		1月1日現在で、郡山市に住民票がある者及び住民票は無いが、居住実態がある者。 ※過去の年度において賦課決定及び変更する者を含む。
	その必要性	個人住民税の適正賦課を実施する上で、申告等情報を紐付けるために必要な課税対象者を確定する必要がある。
④記録される項目		[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[○] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
	その妥当性	・識別情報：課税対象者を特定するために記録。 ・連絡先情報：対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のため記録。 　また、税務調査のために連絡先を記録。 ・業務関係情報 ①国税関係情報：国税庁からの申告等情報を個人住民税の賦課決定・賦課更正に使用するため記録。また国税庁との相互の税務調査のため記録。 ②地方税関係情報：個人住民税を賦課決定・賦課更正するために記録し納税通知書、所得・課税証明書を発行するためにも必要。また、他自治体で住登外課税されていることを記録。 ③生活保護関係情報：個人住民税の非課税判定を行うために記録。 ④年金関係情報：年金支払者からの申告等情報を個人住民税の賦課決定・賦課更正に使用するため記録。また年金からの特別徴収税額を決定・通知するために必要。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月1日
⑥事務担当部署		税務部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署　（ 生活支援課、DX戦略課、市民課、給与支払者 ） [○] 行政機関・独立行政法人等　（ 国税庁、日本年金機構（年金等支払者）、給与支払者 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人　（ 他自治体、給与支払者 ） [○] 民間事業者　（ 給与支払者 ） [○] その他　（ 給与支払者、年金等支払者（日本年金機構除く） ）
②入手方法		[○] 紙　[○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール　[ ] 専用線　[○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他　（ LGWAN、専用回線、インターネット回線、サービス検索・電子申請機能 ）
③入手の時期・頻度		【当初賦課決定まで】 ①住基情報：賦課期日時点の情報を入手（遡及分含む）。送付先情報は毎日入手。 ②生活保護情報：1月に1度だけ入手。 ③住登外情報：1月に入手。以後課税対象者と成り得る申告等情報が入る都度入手。 ④申告等情報：1月から当初賦課決定まで複数回入手。 ⑤年金特徴対象者情報：5月に1回入手。 ⑥寄附金税額控除に係る申告特例通知書：1月に入手。 【当初賦課決定以後】 ①住基情報：12月まで毎日更新。 ②住登外情報：課税対象者と成り得る申告等情報が入る都度入手。 ③申告等情報：期間制限の適用になるまで複数回入手。 ④年金特徴対象者情報：次年度の年金特別徴収開始まで毎月入手。
④入手に係る妥当性		個人住民税の賦課決定・賦課更正のため、法令等の範囲内で適宜、申告等情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。
⑤本人への明示		個人住民税の賦課に必要な各種情報については番号法の規定により明示されている。
⑥使用目的 ※		郡山市の課税対象者（住登外課税者含む）に対し適正な個人住民税の賦課を行なう。 ※過去の年度において賦課決定及び賦課更正する者を含む。
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課、収納課、資産税課、市民課、各行政センター
	使用者数	[100人以上500人未満]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑧使用方法 ※		①既存住基システム・住登外システムから庁内連携システムを経由して個人番号等を取得し、課税対象者情報を作成。 ②情報元から提出された申告等情報を画像と数値の電子データ化し、課税対象者に特定。各課税対象者ごとに合算・統合、さらに精査した賦課情報ファイルを作成・保管。 ③不突合の申告等情報で他市町村で個人住民税が賦課されることが判明したものは、資料回送。 ④②で作成された賦課情報ファイルを徴収方法ごとに住民・給与支払者・年金支払者へそれぞれ税額通知。また、住登外課税した課税対象者の住民登録地に郡山市が個人住民税を賦課した旨を通知。 ⑤住民から所得・課税証明書の要請があった場合に証明書を発行。
	情報の突合 ※	①課税対象者情報と電子データ化した申告等情報を突合。 ②非課税の判定のため、課税対象者情報と生活保護情報を突合。
	情報の統計分析 ※	総務省で行う課税状況調査などの集計を行うが、特定の個人を判別しうるような統計は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	個人住民税の賦課決定・賦課更正
⑨使用開始日		令和4年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 4 ） 件
委託事項1		申告等情報データ入力業務
①委託内容		個人住民税システムへの給与支払報告書、年金支払報告書および市県民税申告書の入力事務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」の中で、給与支払者・年金支払者および住民から提出される申告等情報が紙ベースで提出された者
	その妥当性	郡山市では申告等情報の全てを電子データ管理しているため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [○] 紙 [ ] その他 （ ）
⑤委託先名の確認方法		郡山市ウェブサイトにて公開している。契約期間及び相手方を確認できる
⑥委託先名		株式会社福島情報処理センター
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項2～5		
委託事項2		郡山市税総合システム運用及び印刷等業務
①委託内容		個人住民税システムでの賦課情報ファイルの運用管理
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」の者およびその者の被扶養者等（事業専従者含む）
	その妥当性	そのシステムの運用等、専門的ノウハウを有する者が管理することにより、計算ミス等による課税ミス等を防止する。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○] 専用線　[ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他　（　　）
⑤委託先名の確認方法		郡山市ウェブサイトにて公開している。契約期間及び相手方を確認できる
⑥委託先名		富士通Japan株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先からの申出を受け、委託先と同等の秘密保持義務を課し、業務の履行に関しては委託先がその責任を負うことになっていることを確認の上、書面により承諾を行う。
	⑨再委託事項	個人住民税システムでの賦課情報ファイルの運用管理

委託事項3		郡山市税総合システム構築及び運用保守業務
①委託内容		税総合システム開発・保守に関すること
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	税総合システムの安定した稼動のため、専門的な知識を有する民間業者に委託している。
③委託先における取扱者数		[10人未満]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○] 専用線　[ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他　（　）
⑤委託先名の確認方法		郡山市ウェブサイトにて公開している。契約期間及び相手方を確認できる
⑥委託先名		富士通Japan株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先からの申出を受け、委託先と同等の秘密保持義務を課し、業務の履行に関しては委託先がその責任を負うことになっていることを確認の上、書面により承諾を行う。
	⑨再委託事項	税総合システム開発・保守に関すること

委託事項4		地方税ポータルシステム対応ASPサービス利用契約
①委託内容		国税連携及び審査運用（eltax）のデータ保管
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	連携される情報の管理・保全のために必要である。
③委託先における取扱者数		[10人未満]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○] 専用線　[ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [○] その他　（ LGWAN、専用回線、インターネット回線 ）
⑤委託先名の確認方法		郡山市ウェブサイトにて公開している。契約期間及び相手方を確認できる
⑥委託先名		日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 63 ）件 [○] 移転を行っている （ 39 ）件 [ ] 行っていない
提供先1	番号法第19条第1号、第8号に基づく主務省令第2条の表、第9号、第13号及び郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条別表第3に掲げる者（別紙1を参照）
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、第8号に基づく主務省令第2条の表、第9号、第13号及び郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条別表第3（別紙1を参照）
②提供先における用途	番号法第19条第1号、第8号に基づく主務省令第2条の表、第9号、第13号及び郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条別表第3（別紙1を参照）
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 （ LGWAN、専用回線、インターネット回線 ）
⑦時期・頻度	法令上義務付けられた提供は適正な時期、照会を受けてからの提供はその都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	番号法別表及び郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2号別表第2に掲げる者（別紙2を参照）
①法令上の根拠	番号法別表及び郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2号別表第2（別紙2を参照）
②移転先における用途	番号法別表及び郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2号別表第2に掲げる事務（別紙2を参照）
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	当初賦課決定および更正決定時
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		＜個人住民税システム・統合宛名システム・住登外システム・庁内連携システム・申請管理システムにおける措置＞ ①入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 ②サーバーへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 ＜国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）における措置＞ サーバーは地方税共同機構内のデータセンターに設置してあり、審査システム（eLTAX）の審査サーバ及び国税連携システム（eLTAX）の受信サーバは、以下のとおりとする。 ・有人による監視や入退館装置による管理をしている建物の中で、さらに生体認証による入退室管理を行っている部屋（サーバ室）に設置した施錠可能なラック内に保管する。 ・また、サーバ室の入退室については、システム管理者が許可した者に限定しており、サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 なお、郡山市においては当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能に関しては、常時施錠されたオペレーションルームにて個人番号付電子申請データを管理しており、入退室には指紋認証等の厳重な入退室管理を実施している。 ・事業者に関しては、事前に本番アクセスの申請を許可された者のみ個人番号付電子申請データベースへのアクセスを可能としている。 ・サービス検索・電子申請機能は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」及び「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」等を遵守の上、日本国内で個人番号付電子申請データを保管している。
②保管期間	期間	［　6年以上10年未満　］ ＜選択肢＞ 1）1年未満　2）1年　3）2年 4）3年　5）4年　6）5年 7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上 10）定められていない
	その妥当性	地方税法上、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間であるため。
③消去方法		＜統合宛名システム・住登外システム・庁内連携システムにおける措置＞ ①消去は、各システムと連動しているため、通常、保守・運用事業者が、消去することはない。 ②機器更新等による際は、ディスク等に保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。 ＜個人住民税システム・国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）における措置＞ ①紙等の媒体で提出された申告等情報は、保存期間を経過した後文書管理担当課にて郡山市設置の焼却施設にて焼却する。 ②特定個人情報のデータについては復元できないよう物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して消去を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ①申請データは、個人住民税システムへダウンロード後に自動で消去される。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ サービス検索・電子申請機能に保存された個人番号付電子申請データは、申請から5営業日後に自動的に論理削除され、申請から60日後に自動的に物理削除される。

7. 備考

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

【賦課情報ファイル】
（1）税情報ファイル
1. 個人番号 2. 年度 3. 宛名コード 4. 宛名区分 5. 賦課期日区分 6. 性別 7. 生年月日 8. 世帯コード
9. 続柄コード 10. 生活保護該当区分 11. 本人専従区分 12. 事業所家屋敷区分 13. 被扶養区分 14. 障害者区分
15. 寡婦区分 16. 寡夫区分 17. 個人コメント1 18. 個人コメント2 19. 個人コメント3 20. 個人コメント4 21. 賦課氏名カナ
22. 賦課氏名漢字 23. 賦課住所区分 24. 賦課住所コード 25. 賦課住所番地 26. 賦課住所枝番 27. 賦課住所小枝番
28. 賦課住所 29. 賦課住所方書 30. 新規フラグ 31. 配偶者宛名コード 32. 徴収希望 33. 納通発送区分 34. 納通発送日
35. 市申発送区分 36. 未申告区分 37. 294条通知日 38. 通報年月日 39. 扶養照会区分 40. 扶養照会年月日
41. 申告書発送済区分 42. 国保加入区分 43. 世帯外被扶養区分 44. 主宛名コード 45. 主世帯コード
46. 被扶養専従者区分 47. 被扶養区分 48. 消除区分 49. 被扶養専従異動事由 50. 異動年月日 51. 更新年月日
52. 更新時分 53. 更新職員番号 54. 特別徴収義務者コード 55. 年金保険者用整理番号1 56. 年金保険者用整理番号2
57. 特徴税額通知－作成日 58. 特徴税額通知－対象者情報 59. 年金特徴予定額10月 60. 年金特徴予定額12月
61. 年金特徴予定額2月 62. 年金特徴予定額4月 63. 年金特徴予定額6月 64. 年金特徴予定額8月
65. 税額通知結果－受領日 66. 税額通知結果－処理結果 67. 徴収結果－10月受領日 68. 徴収結果－10月各種区分
69. 徴収結果－12月受領日 70. 徴収結果－12月各種区分 71. 徴収結果－2月受領日 72. 徴収結果－2月各種区分
73. 徴収結果－4月受領日 74. 徴収結果－4月各種区分 75. 徴収結果－6月受領日 76. 徴収結果－6月各種区分
77. 徴収結果－8月受領日 78. 徴収結果－8月各種区分 79. 停止通知－作成日 80. 停止通知－各種区分
81. 停止結果－受領日 82. 停止結果－処理結果 83. 特定誤りフラグ 84. 賦課連番 85. 徴収区分 86. 賦課レコード状態
87. 処理コード 88. 更正事由 89. 異動年月日 90. 済期 91. 開始期 92. 済月 93. 開始月 94. 優先資料区分
95. 優先資料番号 96. 給与合算区分 97. 受給者番号 98. 非課税区分 99. 控対配 100. 配特区分 101. 扶養同老人区分
102. 扶養老人数 103. 扶養他人数 104. 扶養特定人数 105. 障害同特人数 106. 障害特人数 107. 障害他人数
108. 扶障配含区分 109. 本人特障 110. 本人他障 111. 夫あり 112. 未成年 113. 老年者 114. 寡婦一般 115. 寡婦特別
116. 寡夫 117. 勤労学生 118. 本人専従 119. 事業所家屋敷 120. 均等割区分 121. 本人希望徴収区分 122. 青色申告区分
123. 専従配偶者 124. 専従他人数 125. 生活保護取扱区分 126. 次年度市申発送 127. 特徴給報資料番号 128. 減免率1期
129. 減免率2期 130. 減免率3期 131. 減免率4期 132. 減免率随1 133. 減免率随2 134. 減免開始日 135. 変更納期限1期
136. 変更納期限2期 137. 変更納期限3期 138. 変更納期限4期 139. 変更納期限随1 140. 変更納期限随2
141. 確定延滞金計算区分 142. 決定日 143. オンライン決定フラグ 144. 通知書番号 145. 所得控除件数(賦課)
146. 所得控除区分(賦課) 147. 所得控除額(賦課) 148. 月割額 149. 月別特徴指定番号 150. 月別特徴個人番号 151. 期割額
152. 警告コード(賦課) 153. エラーコード(賦課) 154. 還付加算金起算日設定 155. 住宅特定取得以外 156. 居住年月日
157. 計算値老年者区分 158. 変更納期限随3 159. 変更納期限随4 160. 減免割合 161. 減免理由 162. 税移減税区分
163. 年金特徴計算 164. 年金特徴停止月 165. 本徴収停止依頼日 166. 扶養年少人数 167. 扶養成年人数 168. 資料区分
169. 資料番号 170. 乙欄区分 171. 中途就退区分 172. 中途就退年月日 173. 課税対象外区分 174. 電話番号
175. 所得控除件数(資料) 176. 所得控除区分(資料) 177. 所得控除額(資料) 178. 専従者生年月日 179. 専従者給与額
180. 専従者宛名コード 181. 専従者個人番号 182. 配偶者生年月日 183. 配偶者宛名コード 184. 配偶者個人番号
185. 扶養者生年月日 186. 扶養者宛名コード 187. 扶養者個人番号 188. 扶養者控除額 189. 警告コード(資料)
190. エラーコード(資料) 191. 摘要欄存在フラグ 192. 扶養年少人数 193. 年少扶養生年月日 194. 年少扶養宛名コード
195. 年少扶養個人番号 196. 扶養成年人数 197. 成年扶養生年月日 198. 成年扶養宛名コード 199. 給報摘要欄
200. 課税年度 201. 過年度連番 202. 過年度枝番 203. 調定年度 204. 過年度増分税額 205. 過年度納期限
206. 過年度通知日 207. 変更納期限 208. 賦課連番 209. メモ内容 210. 住登地住所コード 211. 住登地住所
212. メモ本年度のみ 213. 報告人数 214. 納入書発送区分 215. 納通等返送区分 216. 納通等返送日 217. 納特区分
218. 納特開始年月 219. 納特終了年月 220. 非課税人数 221. 普徴区分 222. 通知書出力区分 223. 個人番号配番区分
224. 官公庁区分 225. 総括表訂正有無 226. 給報受付日 227. 事業所異動事由 228. 特徴最終個人番号 229. 特徴月割額
230. 特徴月別人数 231. 月割充当額 232. 納税者ID 233. メモ内容 234. 従業員状態 235. 停止事由 236. 停止月
237. 仮徴収月 238. 仮徴収6月 239. 仮徴収8月 240. 前年徴収10月 241. 前年徴収12月 242. 前年徴収2月
243. 依頼年月日 244. 当初確定フラグ 245. プリントフラグ

（2）宛名ファイル
1. 個人番号 2. 個人番号異動事由 3. 個人番号異動日 4. 宛名コード 5. 宛名区分 6. 個法区分 7. 宛名税目コード
8. 通称名使用区分 9. 宛名異動事由 10. 宛名基本異動日 11. 宛名基本届出日 12. 基本氏名カナ情報
13. 基本氏名検索カナ情報 14. 基本氏名漢字情報 15. 基本名カナ情報 16. 基本名検索カナ情報 17. 基本名漢字情報
18. 生年月日 19. 性別 20. 行政区 21. 小学校区 22. 中学校区 23. 選挙区 24. 郵便親番 25. 郵便子番
26. 住所区分 27. 住所コード 28. 番地コード 29. 枝番コード 30. 小枝番コード 31. 小枝番コード3 32. 住所漢字
33. 方書漢字 34. 国籍コード 35. 在留資格 36. 在留期間開始日 37. 在留期間終了日 38. 住記住民日 39. 住記住定日
40. 住記消除日 41. 住記消除事由 42. 住記住民区分 43. 転入前市町村コード 44. 転入前郵便番号 45. 転入前住所
46. 転入前方書 47. 転出前市町村コード 48. 転出前郵便番号 49. 転出前住所 50. 転出前方書 51. 外国人登録番号
52. 社会保障番号 53. DVフラグ 54. ネグレクトフラグ 55. 送付先設定事由 56. 送付先設定日 57. 送付先廃止事由
58. 送付先廃止日 59. 送付先氏名カナ情報 60. 送付先氏名検索カナ情報 61. 送付先氏名漢字情報 62. 送付先名カナ情報
63. 送付先名検索カナ情報 64. 送付先名漢字情報 65. 送付先郵便親番 66. 送付先郵便子番 67. 送付先住所区分
68. 送付先住所コード 69. 送付先番地コード 70. 送付先枝番コード 71. 送付先小枝番コード 72. 送付先小枝番コード3
73. 送付先住所漢字 74. 送付先方書漢字 75. 特定宛先人区分 76. 特定宛先人コード 77. 特定宛先人設定日
78. 特定宛先人廃止日 79. 世帯コード 80. 続柄 81. 世帯増事由 82. 世帯増異動日 83. 世帯減事由 84. 世帯減異動日
85. 口座申込年月日 86. 口座開始年月日 87. 口座解約異動事由 88. 口座解約年月日 89. 金融機関コード 90. 口座種別
91. 口座番号 92. 口座名義人カナ 93. 口座電話番号 94. 納付種別 95. 口振済通知出力区分 96. 還付申込年月日
97. 還付開始年月日 98. 還付解約異動事由 99. 還付解約年月日 100. 還付金融機関コード 101. 還付用口座種別
102. 還付用口座番号 103. 還付口座名義人カナ 104. 還付口座名義人カナ 105. 還付口座電話番号 106. 組合コード
107. 組合加入日 108. 組合脱退日 109. 市町村コード 110. 関連前宛名コード 111. 関連宛名開始事由
112. 関連宛名開始異動日 113. 関連宛名終了事由 114. 関連宛名終了異動日 115. 連絡先種別 116. 電話番号等
117. 経理担当者等 118. 連絡先設定日 119. 異動担当者 120. 更新業務コード

Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7．リスク1⑨を除く。）

1．特定個人情報ファイル名

賦課情報ファイル

2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1：　目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	＜個人住民税システムにおける措置＞ ①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等により本人確認を行い、対象者であることを確認する。 ②住民からの申告等情報を受け付ける際は、課税対象者情報から入手した本人の住所・氏名（カナ）・生年月日の印刷された申告書用紙を使用し、印刷された情報に誤りがなければ漢字氏名を記入してもらう。なお、申請者が代理人であっても、当該申告書に記入する内容が申請者本人の情報であることを注意喚起する。 ③住民以外から提出のあった申告等情報について、課税対象情報と紐付かないものについては、速やかに他自治体へ資料回送し、保有・保管は行わない。（ただし、資料の紛失等回避のため、資料回送の履歴としては保管する。） ＜国税連携システム（（eLTAX）・審査システム（eLTAX）における措置＞ 〇本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。）における措置 地方税ポータルセンタ（eLTAX）では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けないようにシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続きの際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。 また、利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム（eLTAX）が地方税ポータルサイト（eLTAX）から取得できる情報をシステムで制御している。 〇公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）における措置 公的年金等支払者から提出された情報に記載された提出先により、審査システム（eLTAX）が地方税ポータルサイト（eLTAX）から取得できる情報をシステムで制御している。 〇国税庁、他市区町村における措置 国税連携システム（eLTAX）は、地方税ポータルシステム（eLTAX）を通じて国税庁及び他地方公共団体としか繋がっていないことから、国税庁及び他市区町村から送信される情報以外は入手できない。 ＜庁内連携システムにおける措置＞ 各事務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。 ＜住登外システムにおける措置＞ 各事務システムでの取り扱いの必要に応じ、個人コードの原則住民登録地を登録するものであり、登録シートをもとに登録し、個人コードを自動生成するものである。 ＜統合宛名システムにおける措置＞ 庁内連携システムを経由した各事務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。 このシステムは、完全自動化されているため、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。 また、メンテナンス等を行う場合には、操作ログを保管する機能を有している。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・マニュアルやweb上で個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、対象以外の情報の入手を防止する。 ・申請時に個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外のなりすましを防止する。

必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	＜個人住民税システム・国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）における措置＞ ①課税対象者情報については、原則的に住民基本台帳に記載のある者であるので、その他の情報を入手することはない。（住登外課税する場合は、税務調査により郡山市の課税対象者であることを確認したうえで、情報を入手している。） ②住民からの申告等情報については、必要な情報のみ記載する様式としているため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 ③住民以外からの申告等情報については、あらかじめ法令等により定められた様式で提出されることから必要な情報以外の情報を入手することはない。 ＜庁内連携システムにおける措置＞ 連携する各事務システムにおいて、必要情報を事前に登録してあり、それ以外の情報の取得はできないシステムとなっている。 ＜住登外システムにおける措置＞ 個人コードを唯一無二のもので生成するため、二重符番等を防ぐようシステム上担保する。 ＜統合宛名システムにおける措置＞ 統合宛名システムへの直接アクセスすることはできない。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
その他の措置の内容	―
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜個人住民税システムにおける措置＞ ①住民からの申告等情報については、賦課の資料となる旨を説明した上で取得することとしており、不適切に入手することはない。 ②電子データで提出される申告情報等は、専用回線を介して入手しており、詐取・奪取が行われることはない。 ③紙媒体や電子記録媒体により提出される申告等情報は、郡山市を郵送先としており、詐取・奪取が行われることはない。 ＜国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）における措置＞ 〇本人又は本人の代理人 〇給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。） 〇公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） 申告等の手続きを行う者が、地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、申告等の手続きを行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。 〇国税庁 〇他市区町村 特定個人情報の入手元である国税庁及び他の市区町村は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行う。 ＜庁内連携システムにおける措置＞ 操作者が庁内連携システムには、直接接続することができないシステムとなっている。 ＜住登外システムにおける措置＞ 照会と登録を、業務システム端末からのアクセスするのみで、利用者も制限されるため、それ以外の方法でのアクセスはできないシステムとして担保する。 ＜統合宛名システムにおける措置＞ アクセスについては管理用PCからのみとしており、それ以外の端末からのアクセスはできない。＜個人住民税システムにおける措置＞ ①住民からの申告等情報については、賦課の資料となる旨を説明した上で取得することとしており、不適切に入手することはない。 ②電子データで提出される申告情報等は、国税連携及びeLTAXの専用回線を介して入手しており、詐取・奪取が行われることはない。 ③紙媒体や電子記録媒体により提出される申告等情報は、郡山市を郵送先としており、詐取・奪取が行われることはない。 ＜国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）における措置＞ 〇本人又は本人の代理人 〇給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。） 〇公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） 申告等の手続きを行う者が、地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、申告等の手続きを行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。 〇国税庁 〇他市区町村 特定個人情報の入手元である国税庁及び他の市区町村は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行う。 ＜庁内連携システムにおける措置＞ 操作者が庁内連携システムには、直接接続することができないシステムとなっている。 ＜住登外システムにおける措置＞ 照会と登録を、業務システム端末からのアクセスするのみで、利用者も制限されるため、それ以外の方法でのアクセスはできないシステムとして担保する。 ＜統合宛名システムにおける措置＞ アクセスについては管理用PCからのみとしており、それ以外の端末からのアクセスはできない。 ＜申請管理システムにおける措置＞ 申請データは、マイナポータル申請管理以外の方法では入手できない。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	＜個人住民税システムにおける措置＞ ①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や住所・氏名・生年月日等の4情報の聞き取りにより本人確認を行う。 ②住民以外から提出される申告等情報については、情報元が個人番号、住所・氏名・生年月日等の4情報の確認を行う。 ＜国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）における措置＞ 〇本人又は本人の代理人 番号法施行規則第４条（電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）第2号ハに揚げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。 〇給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。） 〇公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） 〇国税庁 特定個人情報の入手元が番号法第１６条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第１６条が適用されない（提供を行う者自身の本人確認は「〇本人又は本人の代理人」と同様である。） 〇他市区町村 国税連携システム（eLTAX）で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第１６条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第１６条が適用されない（提供を行う者自身の本人確認は「〇本人又は本人の代理人」と同様である。） ＜庁内連携システム・住登外システムにおける措置＞ 本人が所有している個人番号カードや、提示された個人番号の基本4情報が正しいと確認したうえでの登録になる。 ＜統合宛名システムにおける措置＞ 中間サーバとの自動連携システムであるので、利用者等の管理は必要ないが、メンテナンスするものについては、写真付き身分証をもとに本人確認を行う。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。

個人番号の真正性確認の措置の内容	＜個人住民税システムにおける措置＞ ①提出された申告等情報の個人番号を課税対象者情報の個人番号に突合させることで、個人番号の真正性を確認する。 ②住登外課税者について課税対象者情報と突合しなかった場合は、基本4情報に基づき住基ネットに照会し、真正性を確認する。 ＜国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）における措置＞ 〇本人又は本人の代理人 税務システムは、統合宛名システムと連携して個人番号を保有しており、申告データ等を審査システム（eLTAX）から税務システムに登録する際に、真正性確認をする。 〇給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。） 〇公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） 〇国税庁 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない（提供を行う者自身の真正性確認は「〇本人又は本人の代理人」と同様である。） 〇他市区町村 国税連携システム（eLTAX）で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない（提供を行う者自身の真正性確認は「〇本人又は本人の代理人」と同様である。） ＜庁内連携システムにおける措置＞ 各事務システムで唯一無二の個人コードを用いて管理するシステムとなっている。 ＜住登外システムにおける措置＞ 本人から提示を受けた個人番号登録作業を行うことで、個人番号の真正性を確保する。 ＜統合宛名システムにおける措置＞ 個人番号は、住民基本台帳システム及び住民登録外システムにおける副本であり、直接修正が不可能である。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	＜個人住民税システムにおける措置＞ ①入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等により正確性を確保している。 ②正確性に疑義が生じた場合は税務調査を行い、適宜修正することで正確性を確保している。 ＜国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）における措置＞ 〇本人又は本人の代理人 〇給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。） 〇公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） 審査システム（eLTAX）は、地方税ポータルセンタ（eLTAX）で受付を行った情報を原本として保存するシステムであるため、受領した情報をそのまま保管する必要がある。 〇国税庁 正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。 〇他市区町村 国税連携システム（eLTAX）で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。 ＜統合宛名システムにおける措置＞ 各事務システムが保有する特定個人情報の副本として保有するので、直接修正が不可能である。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ 個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
その他の措置の内容	―
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	＜個人住民税システムにおける措置＞ ①電子データで提出される申告情報等は、国税連携及びeLTAXの専用回線を介して入手しており、入手した電子データは庁内連携システムを通じて個人住民税システムに取り込むことで漏えい・紛失を防止している。 ②紙媒体及び電子媒体により提出された申告等情報は、情報ごとに分類して鍵付きの保管庫で保管することはもちろん、鍵は内部職員のみが知る場所で保管することで漏えい・紛失を防止している。 ③委託業者と秘密保持契約を締結する等、特段の対策を実施している。 ＜国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）における措置＞ 〇本人又は本人の代理人 〇給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。） 申告等の手続きを行う者から地方税ポータルセンタ（eLTAX）までのインターネット回線については、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）から審査システム（eLTAX）までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 〇公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） 公的年金等支払者から、地方税共同機構までは、施錠した容器に収納の上、輸送により又は持参により、暗号化された情報が記録されたDVDを受領している。地方税ポータルセンタ（eLTAX）から審査システム（eLTAX）までは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。 なお、地方税ポータルセンタ（eLTAX）が取得したDVDは、施錠した容器に収納の上、輸送により、公的年金等支払者に返却している。 〇国税庁 〇他市区町村 国税庁から地方税ポータルセンタ（eLTAX）までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）から国税連携システム（eLTAX）までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 ＜庁内連携システムにおける措置＞ 必要なシステムと専用線で接続されており、それ以外への接続はできないようにシステムで担保されている。 ＜住登外システムにおける措置＞ 庁内連携システムを介して必要なシステムと専用線で接続されており、それ以外への接続はできないようにシステムで担保されている。 ＜統合宛名システムにおける措置＞ 統合宛名システムと中間サーバー、庁内連携機能とは、専用線を用いているため、外部に漏れることはない。 ＜申請管理システムにおける措置＞ 閉域網であるLGWAN回線を利用することで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。
リスクへの対策は十分か	［　　十分である　　］　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
―	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容		＜住登外システムにおける措置＞ 基本4情報に対し個人コードを関連づけるシステムであり、それ以外への紐づけはできないようにシステムで担保されている。 ＜統合宛名システムにおける措置＞ ①特定個人情報の中間サーバーとの連携システムであり、その他のシステムに連携する機能は有していない。 ②中間サーバーからの要求にこたえるだけであるので、必要な情報の切り分けは、統合宛名システムでは行われない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容		＜個人住民税システム・国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）における措置＞ ①個人住民税システムは、事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて連携しており、その他の情報が紐付けされることはない。 ②個人住民税システムで連携できない情報は、個別システムの情報照会等により確認する。 ＜庁内連携システムにおける措置＞ ①情報の格納 自動でデータの副本を更新するシステムである。 ②情報の取得 自動で必要な情報を取得するのみで、それ以外の情報は取得できないシステムとなっている。
その他の措置の内容		－
リスクへの対策は十分か		［　　十分である　　］　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理		［　行っている　］　＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
	具体的な管理方法	＜個人住民税システム・国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）における措置＞ ①システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによる認証を行なっている。 ②ユーザーIDのログ情報を管理している。 ＜庁内連携システム・住登外システム・統合宛名システムにおける措置＞ 操作者の登録管理を行う。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ①システムを利用する必要がある所属を特定し、所属ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによる認証を行なっている。 ②ユーザーIDのログ情報を管理している。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能を LGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用 IDの利用を禁止する。

アクセス権限の発効・失効の管理		[　行っている　] ＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
	具体的な管理方法	＜個人住民税システム・国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）における措置＞ ①ID／システムパスワードの発効管理 ・業務主管課からの申請に基づき、情報システム管理者が確認し、業務及び個人ごとにアクセス権限を発効し、必要以上の情報照会ができないようにしている。 ・業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、業務に必要なアクセス権限のみを付与している。 ②失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職情報を情報システム責任者が確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 ＜庁内連携システム・住登外システム・統合宛名システムにおける措置＞ 操作者の利用期間に応じた権限の管理をしている。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ①ID／システムパスワードの発行管理 ・業務主管課からの申請に基づき、情報システム管理者が確認し、部署及び業務ごとにアクセス権限を発行し、必要以上の情報照会ができないようにしている。 ・業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、業務に必要なアクセス権限のみを付与している。 ②失効管理 ・権限を有していた所属の組織改編があった際は、情報システム責任者がアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザーID管理者が事務に必要となる情報にアクセスできるユーザーIDを発効する。 ・ユーザーID管理者が各事務に必要となるアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理 定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザーIDを失効させる。

アクセス権限の管理		[　行っている　] <選択肢> 1）行っている　2）行っていない
	具体的な管理方法	<個人住民税システム・国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）・申請管理システムにおける措置> セキュリティ責任者は、ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 <庁内連携システム・住登外システム・統合宛名システムにおける措置> 操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 <サービス検索・電子申請機能における措置> 定期的にユーザーID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザーID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザーIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。
特定個人情報の使用の記録		[　記録を残している　] <選択肢> 1）記録を残している　2）記録を残していない
	具体的な方法	<個人住民税システム・国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）における措置> ①ユーザーIDと伴に個人住民税システムで特定個人情報の更新、照会、発行の記録をログ情報で保管している。 ②当該特定個人情報の文書保存期間はログ情報を保管し、必要に応じ当該ログを確認することができる。 <庁内連携システム・住登外システム・統合宛名システム・申請管理システムにおける措置> ①操作履歴（アクセスログ・操作ログ）を記録する。 ②バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。
その他の措置の内容		―
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] <選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3：　従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容		<個人住民税システム・国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）における措置> 　システムの操作履歴（操作ログ）を記録しており、また、業務外使用の禁止や情報漏えい防止に関する研修を行い、個人情報保護を徹底している。 <庁内連携システム・住登外システム・統合宛名システム・申請管理システムにおける措置> ①システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ②操作者への情報セキュリティ研修において、事務外利用の禁止等について指導する。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定された USB メモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] <選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜個人住民税システム・国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）における措置＞ 外部媒体へのデータのコピーは制御されており、関係部署においては、権限が閲覧のみに制御されているため、不正に複製されることはない。 ＜庁内連携システム・住登外システム・統合宛名システムにおける措置＞ システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製していない。 ＜申請管理システムにおける措置＞ 外部媒体へのデータのコピーは制御されており、システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製していない。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようシステム的に制御する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定された USB メモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。
リスクへの対策は十分か	[十分である]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
―	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認		＜個人住民税システム・庁内連携システム・住登外システム・統合宛名システム・申請管理システムにおける措置＞ 委託事業者選定条件に、ISMS及びプライバシーマーク認証の取得を要件としており、契約にあたっては、別途秘密保持契約も締結している。 ＜国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）における措置＞ 国税連携システム（eLTAX）の運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。 当該事業者は、ISMS認証（又はプライバシーマーク）を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」（平成25年総務省告示第206号）の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。 審査システム（eLTAX）の運営に関する業務についても、上記に準じた確認を行っている。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		[　制限している　] ＜選択肢＞ 1）制限している　2）制限していない
	具体的な制限方法	＜個人住民税システム・国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）・申請管理システムにおける措置＞ 特定個人情報取扱いの管理体制、管理者及び取扱者の名簿提出を義務付けており、特定個人情報へアクセスできる作業員を制限している。 ＜庁内連携システム・住登外システム・統合宛名システムにおける措置＞ アクセスできる作業員を制限しており、技術的・システム的に事務外使用のリスクに対する措置を行っている。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録		[　記録を残している　] ＜選択肢＞ 1）記録を残している　2）記録を残していない
	具体的な方法	＜個人住民税システム・国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）・申請管理システムにおける措置＞ ①特定個人情報を使用した業務についての作業従事者、従事日時等を記録しておき、必要に応じて提出することを義務付けている。 ②ID及びパスワードによりユーザー認証を行い、受託業者のアクセス記録のログを保管しており、必要に応じ当該ログを確認することができる。 ＜庁内連携システム・住登外システム・統合宛名システムにおける措置＞ 委託事業者全員が異動入力でファイルを取り扱うことになるため、個人ごとにIDを付与し、アクセス記録を保存している。
特定個人情報の提供ルール		[　定めている　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	提供する他者については、あらかじめ、委託先から書面による申請を受け委託元が承認した者に限定し、委託先と同等の秘密保持義務を課した上で、業務の履行に関しては委託先がその責任を負うこととなっている。 また、拠点間接続ネットワークについては、別途利用手引、行動規範を定めており、取扱者についてもあらかじめ明確化した上で限定し、個人ごとに付与されたIDでアクセス記録を保存している。 さらに、管理エリアについては、監視カメラによる記録を行っている。
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	本契約に併せ、別途、秘密保持契約を締結し、取扱者の明確化及び情報管理についての指示、教育等を義務付けるとともに、毎月実施される定例会において、提供に関する取扱状況の報告も行っている。 また、拠点間接続ネットワークについては利用手引、行動規範を締結し、個人ごとに付与されたIDで、アクセス記録を保存している。 さらに、管理エリアについては、監視カメラで記録しており、必要に応じて立入検査を行うこととなっている。

特定個人情報の消去ルール		[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	＜個人住民税システム・国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）・申請管理システムにおける措置＞ 委託先において行われる複製は、原則バックアップファイルの作成に限定され、入退室管理をしている区画での作業に限定されている。また、持ち出す必要が生じた際はシステム管理者の許可を必要とし、データの持ち出しから返還・破棄までを一連の管理簿で記録している。 ＜庁内連携システム・住登外システム・統合宛名システムにおける措置＞ 既存住基システムへの異動を入力する端末は、職員の目の届く同じ部屋にあり、入力業務に限定して取り扱わせているため、消去命令の入力は発生しない。入力に伴い出力された帳票は、職員が回収し焼却処分している。なお、秘密保持契約において消去処分についての記載もある。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
	規定の内容	①秘密の保持 ②秘密情報の返却・廃棄 ③事故等の報告 ④再委託の禁止（事前に書面による承諾を受けたものを除く） ⑤契約内容の遵守状況の報告 ⑥取扱者の明確化 ⑦秘密情報等の取扱いに関する実地調査
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　4）再委託していない
	具体的な方法	①特定個人情報を使用した業務についての作業従事者について、委託先のセキュリティーポリシー及び個人情報保護方針に従い、情報の第3者への提供をしないよう、定期的なセキュリティ教育を行うとともに、誓約書を提出することを義務付けている。 ②ID及びパスワードによりユーザー認証を行い、受託業者のアクセス記録のログを保管しており、必要に応じ当該ログを確認することができる。 ③拠点間接続ネットワークについては、別途利用手引、行動規範を定め、個人ごとに付与されたIDで、アクセス記録を保存し、管理エリアについては、監視カメラによる記録を行っている。
その他の措置の内容		税総合システム運用及び印刷等業務拠点間接続ネットワーク（利用手引、行動規範）の締結
リスクへの対策は十分か		[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
―		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[　記録を残している　] ＜選択肢＞ 1）記録を残している　2）記録を残していない
具体的な方法	＜個人住民税システムにおける措置＞ 特定個人情報の提供を行う場合には担当職員を限定していることに加えて、提供した情報等をシステム上でログを記録する。 ＜国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）における措置＞ 〇本人又は本人の代理人 ・審査システム（eLTAX）を利用して本人又は本人の代理人へ提供する特定個人情報については、送信日時や送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている。 〇給与支払者 ・審査システム（eLTAX）を利用して給与支払者へ提供する特定個人情報については、送信日時や送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている。 〇公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） ・審査システム（eLTAX）を利用して公的年金支払者へ提供する特定個人情報については、送信日時や送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている。 ・地方税ポータルセンタ（eLTAX）から公的年金支払者へ情報が記録されたDVDをセキュリティ便に預ける際には、記録している。 〇地方税共同機構 ・審査システム（eLTAX）を利用して地方税ポータルセンタ（eLTAX）へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム（eLTAX）に記録される。 〇国税庁 〇他市区町村 ・国税連携システム（eLTAX）を利用して国税庁及び他市区町村へ提供する特定個人情報については、データ登録を行った職員や送信日時、送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている。（記録の保存期間は最大730日）
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　定めている　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	＜個人住民税システムにおける措置＞ ①提供については、番号法の規定により、その範囲を厳格に遵守し、提供を行うこととしている。 ②移転については、郡山市個人情報保護条例により、事前にデータ利用の目的外利用申請の提出が義務付けられており、市民税課で審査のうえ承認・移転を行っている。 ＜国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）における措置＞ 〇本人又は本人の代理人 〇給与支払者 〇公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） 〇地方税共同機構 ・審査システム（eLTAX）を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 〇国税庁 〇他市区町村 ・国税連携システム（eLTAX）を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ・国税連携システム（eLTAX）では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。
その他の措置の内容	ユーザーIDとパスワードにより操作できる職員を限定するとともに、記録を十分に監視し、認証された業務外の利用や複製の持出しをしないよう年に1回以上取扱いに関する研修を実施する。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜個人住民税システムにおける措置＞ ①認証されない相手方への情報の提供はされないことがシステム上で担保される。 ②情報提供の記録が逐一保存され、その記録を監視することで不適正な方法による提供・移転を防止する。 ＜国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）における措置＞ 〇本人又は本人の代理人 〇給与支払者 ・審査システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことはできない。提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信には閉域網であるLGWANを用いており、また、提供を受ける者が提供されたデータの確認等をする場合にはインターネット回線を用いているが、地方税ポータルセンタ（eLTAX）に利用者IDとパスワードを用いてログインをし、確認している。これらのデータは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 〇公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） ・審査システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことはできない。提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・地方税ポータルセンタ（eLTAX）から公的年金支払者にDVDによる提供の場合には、地方税共同機構と公的年金支払者の間で交わされている覚書により、提供方法が定められている。 〇地方税共同機構 ・審査システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法及び提供先はシステムの機能で決められている。なお、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 〇国税庁 〇他市区町村 ・国税連携システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。 また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と市区町村間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・国税連携システム（eLTAX）では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	＜個人住民税システムにおける措置＞ 個人住民税システムにおいては、認証されない相手方への情報の移転・提供はされないことがシステム上で担保される。 ＜国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）における措置＞ 〇本人又は本人の代理人 〇給与支払者 審査システム（eLTAX）において、特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができないため、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。 〇公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） 審査システム（eLTAX）において、特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができないため、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。 また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）からDVDで提供する公的年金等支払者との間は、地方税ポータルセンタ（eLTAX）が提供情報をDVDに記録の上、セキュリティ便により提供している。 〇地方税共同機構 ・審査システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。また、提供先として地方税ポータルセンタ（eLTAX）以外を設定することはできない仕様になっている。郡山市から地方税ポータルセンタ（eLTAX）までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステム的に担保している。 〇国税庁 〇他市区町村 国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 本市と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。本市から地方税ポータルセンタ（eLTAX）までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ（eLTAX）から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステム的に担保している。 なお、他市区町村との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ（eLTAX）から他市区町村までは、閉域網であるLGWANが利用されているほかは、同様である。
リスクへの対策は十分か	[十分である]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
－	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　] 接続しない（入手）　[　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法別表第2及び第19条第14号に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウエアにおける措置＞ ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはＶＰＮ等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウエアにおける措置＞ 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐づけられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウエアにおける措置＞ ①中間サーバーはセキュリティ管理機能（※1）により情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※2）。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）暗号化・復号機能と鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 （※2）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより漏洩・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはＶPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏洩・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運営を行う事業所においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスできないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク5： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウエアにおける措置＞ ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して情報提供機能により照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に送信内容を改めて確認し、提供を行うことでセンシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウエアにおける措置＞ ①セキュリティ管理機能（※）により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施したうえで提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）暗号化・復号機能と鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはＶPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏洩・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることができない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウエアにおける措置＞ ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領したうえで、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤ったあいてに特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能（※）により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 （※）特定個人情報を副本として保存・管理する機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜中間サーバー・ソフトウエアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはＶPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運営を行う事業者における情報漏洩等のリスクを極小化する。	

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて遵守している　2）十分に遵守している 3）十分に遵守していない　4）政府機関ではない	
②安全管理体制	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて整備している　2）十分に整備している 3）十分に整備していない	
③安全管理規程	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて整備している　2）十分に整備している 3）十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて周知している　2）十分に周知している 3）十分に周知していない	
⑤物理的対策	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない	
具体的な対策の内容	＜個人住民税システム・国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）・申請管理システムにおける措置＞ ①サーバー設置箇所については、入退室管理を行っているうえ、入退室できる者も必要最低限に制限している。 ②端末においては、鍵付きロッカーでの保管または盗難防止ワイヤーを設置している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退出者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ＜庁内連携システム・住登外システム・統合宛名システムにおける措置＞ ①サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 ②出入口には機械による入退室を管理する設備を設置する。 ③入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定された USBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。		

⑥技術的対策	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な対策の内容	＜個人住民税システム・国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）における措置＞ ①システムの使用権限は、IDおよびパスワードにより制限されており、かつパスワードは半年に1回変更するようにしている。 ②個人住民税システムの接続先は庁内連携システム及び庁内他システムのみであり、外部接続はない。 ③国税連携システム（eLTAX）の接続先は、外部とのネットワークであるが、国等との専用回線であるため、住民等外部からの接続はできない。 ④審査システム（eLTAX）の接続は、外部とのネットワークであるが、地方税共同機構の管理するネットワークであり、かつ利用者は個人認証カード等を利用した登録が義務付けられている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止をを行うとともにログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームではウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜庁内連携システム・住登外システム・統合宛名システムにおける措置＞ ①コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ②各事務システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、操作履歴（アクセスログ・操作ログ）を記録する。 ③統合宛名システムへは、直接アクセスできないようにする。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ①システムの使用権限は、IDおよびパスワードにより制限されている。 ②マイナポータル申請管理と専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	
⑦バックアップ	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　　2）十分に行っている 3）十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生あり　] ＜選択肢＞ 1）発生あり　2）発生なし
	その内容	①令和5年9月、委託先から派遣された当市マイナンバーカード申請窓口等の業務に従事する者が、市役所窓口において、マイナンバーカードの再申請を行った住民1名の氏名・生年月日・連絡先を私的利用目的でメモし、その後私的な連絡のやり取り及び直接面会を行ったことが令和6年3月に発覚。 ②令和6年3月、市内認可保育施設34施設と運営法人4か所の計38か所へ、令和5年度障害児保育補助金についての事務連絡を送信。その際、宛先設定のあるメールを再利用し、古い添付データ(氏名、生年月日、障害手帳の交付の有無が記載された3名分の名簿)を削除せず送信。 ③令和6年11月、市が主催する事業において、受託事業者及び再委託先事業者が、本市宛てに電子メールを送信する際、そのメールアドレスが誤っていたことが判明。このメールには、516件の個人情報が記載されたデータが添付されていた。 ④令和6年11月、市が主催する事業において、当該事業を受託した受託事業者から再委託を受けた再委託先事業者が使用する、再委託先事業者のサーバー管理事業者が使用するサーバーが、ランサムウェアの被害を受けていることが発覚。サーバー内には当該事業参加申込者の個人情報1,513件が含まれていた。 ⑤令和6年12月、3歳児健康診査精密検査の受診に係る文書を発送したところ、2件の間で文書の誤封入が発生。
	再発防止策の内容	①委託先から提出された教育実施報告の適正性を確認し、契約に基づく指示・監督の徹底。毎月1回、業務責任者が抜き打ちで個人情報の取り扱い手順が運用どおりに行われているかチェック表で確認し、結果を市に報告することとした。 ②原則、過去のメールの再利用を禁止し、個人情報が含まれるメールを送信する際には、送信前に内容を複数名でチェックし、実行することとした。なお、個人情報を取り扱う際の職員の意識について、繰り返し注意喚起を行い、再発防止の徹底に努める。 ③メールの取扱いに係る情報セキュリティ対策基準に基づいた適正な管理を徹底。 委託先に対し、原因分析を行うとともに、複数人による二重チェックを徹底するなど、適正な個人情報の取扱いを徹底するよう指導。 ④委託先事業者に対し、情報セキュリティ対策等の周知、徹底を図ることについて指導するとともに、、受託事業者、再委託先事業者に対しても情報セキュリティ対策等の安全管理措置が講ぜられていることの確認及び徹底を指導し、適正な事務処理と再発防止に努める。 ⑤文書封入時は特に慎重に確認作業を行うよう係員への注意喚起を実施。文書を送付する際の複数の職員での確認の徹底及び確認方法の手順の明文化を図る。
⑩死者の個人番号		[　保管している　] ＜選択肢＞ 1）保管している　2）保管していない
	具体的な保管方法	＜個人住民税システム・国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）・庁内連携システム・住登外システム・統合宛名システムにおける措置＞ 死者の個人番号と生存する個人の個人番号を分けて管理していないため、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。
その他の措置の内容		－
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜個人住民税システム・国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）における措置＞ 個人住民税においては、地方税法において更正決定の期間制限が設けられており、その期間内は過去のものでも修正し追加徴収または還付を行うことになっており、システム上もそれに対応した仕様になっているため、古い情報のまま保管するリスクはない。 ＜中間サーバー・ソフトウエアにおける措置＞ 中間サーバーにおいては、個人住民税システムで作成された賦課情報ファイルを庁内連携システム等を経由して複製された情報を保管するにとどまるため、個人住民税システムの更新に応じて修正されるため、古い情報のまま保管するリスクはない。 ＜庁内連携システム・住登外システム・統合宛名システムにおける措置＞ 保有する情報は、異動等変更事由が発生するたびに自動更新されるので、古い情報のまま保管されるリスクはない。 ＜申請管理システムにおける措置＞ 申請データは、個人住民税システムへダウンロード後に自動で消去されるため、古い情報のまま保管するリスクはない。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている]　＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
手順の内容	＜個人住民税システム・国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）における措置＞ ①保存期限を過ぎたシステム上の特定個人情報については、毎年、保存期限を満了した年に市民税課の所属長の決裁を受け、消去を行う。なお、保存期限については地方税法及び市税条例において定められている。 根拠法令：郡山市文書等取扱規定第46条第5項及び第57条第2項、地方税法第17条の5第4項、第17条の5第6項、第17条の6第3項、市税条例第25条 ②保存期限を過ぎた申告等情報のうち紙媒体及び電子媒体によるものについては、文書管理部署において溶解処理または郡山市の設置する焼却施設にて直接焼却処分を行う。 ＜中間サーバー・ソフトウエアにおける措置＞ 中間サーバーにおいては、保存期限がその仕様上定められており、その仕様にあわせて消去される。 ＜庁内連携システム・住登外システム・統合宛名システムにおける措置＞ 特定個人情報の消去は、各システムが消去した際に自動連携で消去され、各システムの保有期限を経過したものも同様に扱うため、消去されずにいつまでも存在するリスクはない。 ＜申請管理システムにおける措置＞ 申請データは、個人住民税システムへダウンロード後に自動で消去されるため、いつまでも存在するリスクはない。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ サービス検索・電子申請機能に保存された個人番号付電子申請データは、申請から5営業日後に自動的に論理削除され、申請から60日後に自動的に物理削除される。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[十分である]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
－	

Ⅳ　その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	＜郡山市における措置＞ 年に1回以上、使用部署においてチェックリストによる自己点検を実施し、職員等による運用状況を確認する。 また、国税連携システム（eLTAX）にあっては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準（平成25年総務省告示第206号）」の達成状況について、自己評価を実施している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運営に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	＜郡山市における措置＞ 「郡山市情報セキュリティ監査実施要綱」に基づき中長期監査計画及び年度監査計画を策定し、情報セキュリティ対策の監査を実施している。 　また、審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）については、毎年度、地方税共同機構による情報セキュリティ監査が実施されている。 なお、地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタ（eLTAX）については、地方税共同機構において、毎年度、情報セキュリティ監査（外部監査）を実施している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて定期的に監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	＜郡山市における措置＞ ①事務担当部署が使用部署に対し、必要な知識の習得に資するための研修を実施する。 ②情報セキュリティ担当部署が次の教育・啓発を行っている。 ・定期及び随時に情報セキュリティ対策の啓発通知を各課へ回覧 ・情報セキュリティ対策遵守徹底事項カードを配布 ・個人情報保護・情報セキュリティハンドブックによる自己啓発 ・e-ラーニングによる情報セキュリティ研修の実施 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
3. その他のリスク対策		
＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退出管理等）、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実施する。		

Ⅴ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口：政策開発部広聴広報課 （市政情報センター） 電話024-924-3511
②請求方法	指定様式による書面により開示・訂正・利用停止の請求を受け付ける。
特記事項	―
③手数料等	[　　無料　　]　＜選択肢＞ 1) 有料　2) 無料 （手数料額、納付方法：開示の方法を、「写しの交付」を選択した場合には、写し作成費用負担が必要。）
④個人情報ファイル簿の公表	[　　行っている　　]　＜選択肢＞ 1) 行っている　2) 行っていない
個人情報ファイル名	市・県民税課税資料に関する事務、個人市・県民税賦課に関する事務
公表場所	郡山市朝日一丁目23番7号 政策開発部広聴広報課　市政情報センター
⑤法令による特別の手続	―
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	―

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 税務部市民税課　024-924-2081
②対応方法	問合せ受付票を準備し、対応記録を残す。 必要に応じて庁内横断的な連絡を行う。

Ⅵ　評価実施手続

1．基礎項目評価	
①実施日	令和7年8月20日
②しきい値判断結果	［　　基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる　　］ ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） 3）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） 4）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に全項目評価を実施）
2．国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	パブリックコメントによる意見聴取を実施。 パブリックコメントの実施に際しては、市ウェブサイト及び市内公共施設で閲覧出来るようにする。
②実施日・期間	令和7年8月26日（火）～令和7年9月25日（木）
③期間を短縮する特段の理由	－
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	なし
3．第三者点検	
①実施日	令和7年11月10日（月）～令和7年11月20日（木）
②方法	郡山市個人情報保護審議会による第三者点検
③結果	本特定個人情報保護評価の実施は、「特定個人情報保護評価指針」に定める手続等に適合し、当該評価の内容は同指針に定める目的等に照らして妥当と認められる、との意見を得た。
4．個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	Ⅰ.7.評価実施機関における担当部署②所属長	市民税課長　大川原　延幸	市民税課長　中村　正二	事後	人事異動のため
平成27年4月1日	Ⅱ.5.移転先1の別紙2	5　保健福祉部社会福祉課	5　保健福祉部生活支援課	事後	組織改変に伴う課名変更
平成27年4月1日	Ⅱ.5.移転先1の別紙2	11　保健福祉部長寿福祉課	5　保健福祉部健康長寿課	事後	組織改変に伴う課名変更
平成27年4月1日	Ⅱ.5.移転先1の別紙2	21　保健福祉部社会福祉課	5　保健福祉部生活支援課	事後	組織改変に伴う課名変更
平成27年12月18日	Ⅱ.1.②事務の内容　別添フローの矢印の区分	⑧減免申請、減免決定・却下通知の区分が特定個人情報	⑧減免申請、減免決定・却下通知の区分がその他の情報	事後	地方税分野における個人番号利用手続の取扱いの見直
平成28年1月1日	Ⅱ.1.②事務の内容　別添フロー備考欄の追加	なし	※⑥の住民への税額通知には個人番号を記載しない。	事後	地方税法施行規則の一部改正による変更
平成28年1月1日	Ⅱ.5.提供・移転の有無	提供件数　61件、移転件数　24件	提供件数　65件、移転件数　43件	事後	番号法第9条第2項及び第19条第9号に基づく条例を制定
平成28年1月1日	Ⅱ.5.提供先1	番号法第19条第1号、第8号、第12号及び第7号別表第二に掲げる者（別紙1を参照）	番号法第19条第1号、第7号別表第二、第8号、第12号及び郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条別表第3に掲げる者（別紙1を参照）	事後	番号法第19条第9号に基づく条例を制定し、提供先が追加になったことによる変更
平成28年1月1日	Ⅱ.5.提供先1①法令上の根拠	番号法第19条第1号、第8号、第12号及び第7号別表第二（別紙1を参照）	番号法第19条第1号、第7号別表第二、第8号、第12号及び郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条別表第3（別紙1を参照）	事後	番号法第19条第9号に基づく条例を制定し、提供先が追加になったことによる変更
平成28年1月1日	Ⅱ.5.提供先1②提供先における用途	番号法第19条第1号、第8号、第12号及び第7号別表第二に掲げる事務（別紙1を参照）	番号法第19条第1号、第7号別表第二、第8号、第12号及び郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条別表第3に掲げる事務（別紙1を参照）	事後	番号法第19条第9号に基づく条例を制定し、提供先が追加になったことによる変更
平成28年1月1日	Ⅱ.5.移転先1	別表第一の左欄に掲げる者（別紙2を参照）	番号法第9条第1項別表第一及び郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2号別表第2に掲げる者（別紙2を参照）	事後	番号法第9条第2項に基づく条例を制定し、移転先が追加になったことによる変更
平成28年1月1日	Ⅱ.5.移転先1①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一（別紙2を参照）	番号法第9条第1項別表第一及び郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2号別表第2（別紙2を参照）	事後	番号法第9条第2項に基づく条例を制定し、移転先が追加になったことによる変更
平成28年1月1日	Ⅱ.5.移転先1②移転先における用途	別表第一の右欄に掲げる者（別紙2を参照）	番号法第9条第1項別表第一及び郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2号別表第2に掲げる事務（別紙2を参照）	事後	番号法第9条第2項に基づく条例を制定し、移転先が追加になったことによる変更
平成28年1月1日	Ⅱ.5.提供先1の別紙1　提供先№.57の削除	57　個人住民税の納税義務者への納税義務の通知及び、申告の慫慂	削除	事後	地方税法施行規則の一部改正による変更
平成28年1月1日	Ⅱ.5.提供先1の別紙1　提供先№.58から61の番号の繰上げ	提供先№.58から61	提供先№.57から60	事後	Ⅱ.5.提供先1の別紙1　提供先№.57が削除になったことによる番号の繰上げ
平成28年1月1日	Ⅱ.5.提供先1の別紙1　提供先№.61から65の追加	なし	郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条別表第3に定める事務を追加	事後	番号法第19条第9号に基づく条例を制定し、提供先が追加になったことによる変更
平成28年1月1日	Ⅱ.5.移転先1の別紙2　移転先№.25から43の追加	なし	郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条別表第2に定める事務を追加	事後	番号法第9条第2項に基づく条例を制定し、移転先が追加になったことによる変更
平成28年1月11日	Ⅰ.1.②事務の内容　別添フロー⑫及び備考欄⑫の追加	なし	⑫寄付金情報（通知書） ※⑫納税義務者がふるさと納税ワンストップ特例制度を利用した場合に、他自治体から郡山市へ寄附金額の通知書が届く。	事後	地方税法附則の一部改正による変更
平成28年3月1日	Ⅰ.1.②事務の内容　別添フロー備考欄の追加	なし	※⑨の証明書発行は、コンビニ交付分を含む。（平成28年3月1日から）	事前	所得・課税証明の交付方法にコンビニ交付分が加わることによる変更
平成29年4月1日	Ⅰ.7.評価実施機関における担当部署②所属長	市民税課長　中村　正二	市民税課長　二瓶　斉	事後	人事異動のため
令和1年6月28日	Ⅰ－1 ②事務の内容 別添フロー②及び備考欄②の変更	②情報元から提出される申告等（市申告書・確定申告書・回送資料・年金支払報告書・給与支払報告書）情報を直接または個人住民税システム以外のシステム（国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX））経由で収集し、それらを画像及び数値を電子化したうえで住基情報等で作成された課税対象者に申告等情報を紐付けし、それらを統合・賦課決定した賦課資料ファイルを作成。	②情報元から提出される申告等（市申告書・確定申告書・回送資料・住民登録外課税通知・寄附金税額控除に係る申告特例通知・年金支払報告書・給与支払報告書）情報を直接または個人住民税システム以外のシステム（国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX））経由で収集し、それらを画像及び数値を電子化したうえで住基情報等で作成された課税対象者に申告等情報を紐付けし、それらを統合・賦課決定した賦課資料ファイルを作成。	事後	国税連携システム（eLTAX）機能改修に伴う変更
令和1年6月28日	Ⅰ－1 ②事務の内容 別添フロー⑤及び備考欄⑤の変更	⑤情報元への税務調査の結果、市外の納税義務者であることが判明した場合は、直接または国税連携等経由により、他自治体へ資料を回送する。	⑤情報元への税務調査の結果、市外の納税義務者であることが判明した場合は、直接または国税連携等経由により、他自治体へ資料を回送する。同じく、直接または国税連携等経由により、住民登録外課税通知、寄附金税額控除に係る申告特例通知を他自治体へ送付する。	事後	国税連携システム（eLTAX）機能改修に伴う変更
令和1年6月28日	Ⅰ－1 ②事務の内容 別添フロー備考欄⑦の変更	⑦決定・通知された賦課情報を直接または共通基盤システム経由により、各事務システム等へ連携（移転または提供）する。また、郡山市で住登外課税した者の住民登録している他自治体へ郡山市で課税した旨の通知を送信。	⑦決定・通知された賦課情報を直接または共通基盤システム経由により、各事務システム等へ連携（移転または提供）する。	事後	国税連携システム（eLTAX）機能改修に伴う変更
令和1年6月28日	Ⅰ－1 ②事務の内容 別添フロー⑫及び備考欄⑫の削除	⑫納税義務者がふるさと納税ワンストップ特例制度を利用した場合に、他自治体から郡山市へ寄附金額の通知書が届く。	削除	事後	国税連携システム（eLTAX）機能改修に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅰ－1 ②事務の内容 別添フロー⑫及び備考欄⑫の追加	なし	⑫特定個人情報ファイル（本人確認用）を作成し、審査システム（eLTAX）に格納する。審査システム（eLTAX）は、特定個人情報ファイル（本人確認用）をLGWANを通じて地方税ポータルセンタ（eLTAX）に送信する。	事後	審査システム（eLTAX）機能改修に伴う変更
令和1年6月28日	Ⅰ－2 システム2 ②システム機能	②他の市区町村に対して、所得税申告書等データを送付する。	②他の市区町村に対して、所得税申告書等データを送付する。同じく、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、住民登録外課税通知データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を他自治体との間で送付及び受領する。	事後	国税連携システム（eLTAX）機能改修に伴う変更
令和1年6月28日	Ⅰ－2 システム3 ②システム機能	なし	⑤特定個人情報ファイル（本人確認用）の連携	事後	審査システム（eLTAX）機能改修に伴う変更
令和1年6月28日	Ⅰ－7 ②所属長の役職名	市民税課長　二瓶　斉	市民税課長	事後	新様式への変更
令和1年6月28日	Ⅱ－3 ③入手の時期・頻度	なし	⑥寄附金税額控除に係る申告特例通知書：1月に入手。	事後	国税連携システム（eLTAX）機能改修に伴う変更
令和1年6月28日	Ⅱ－5 提供・移転の有無	提供件数　65件	提供件数　66件	事後	審査システム（eLTAX）機能改修に伴う変更
令和1年6月28日	Ⅱ－5 提供先1 別紙1　提供先59を追加し、当該番号以下を繰下げ	なし	番号法19条第1号に定める事務を追加	事後	審査システム（eLTAX）機能改修に伴う変更
令和1年6月28日	Ⅱ－5 移転先1 別紙2　移転先25項番2及び移転先26項番8を削除し、移転先27項番10以降の移転先No.及び法令上の根拠（項番）を繰り上げる。	移転先25項番2、移転先26項番8、移転先27項番10、移転先28項番13、移転先29項番14、移転先30項番17、移転先31項番18、移転先32項番19、移転先33項番20、移転先34項番21、移転先35項番22、移転先36項番23、移転先37項番24、移転先38項番25、移転先39項番26、移転先40項番27、移転先41項番28、移転先42項番29、移転先43項番30	移転先25項番8、移転先26項番11、移転先27項番12、移転先28項番15、移転先29項番16、移転先30項番17、移転先31項番18、移転先32項番19、移転先33項番20、移転先34項番21、移転先35項番22、移転先36項番23、移転先37項番24、移転先38項番25、移転先39項番26、移転先40項番27、移転先41項番28	事後	郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例改正に伴う変更
令和1年6月28日	Ⅲ－5 リスク1　具体的な方法	なし	○一般社団法人地方税電子化協議会 ・審査システム（eLTAX）を利用して地方税ポータルセンタ（eLTAX）へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム（eLTAX）に記録される。	事後	審査システム（eLTAX）機能改修に伴う変更
令和1年6月28日	Ⅲ－5 リスク1　ルールの内容及びルール遵守の確認方法	なし	○一般社団法人地方税電子化協議会	事後	審査システム（eLTAX）機能改修に伴う変更
令和1年6月28日	Ⅲ－5 リスク2　リスクに対する措置の内容	なし	○一般社団法人地方税電子化協議会 ・審査システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法及び提供先はシステムの機能で決められている。なお、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。	事後	審査システム（eLTAX）機能改修に伴う変更
令和1年6月28日	Ⅲ－5 リスク3　リスクに対する措置の内容	なし	○一般社団法人地方税電子化協議会 ・審査システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。また、提供先として地方税ポータルセンタ（eLTAX）以外を設定することはできない仕様になっている。郡山市から地方税ポータルセンタ（eLTAX）までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステム的に担保している。	事後	審査システム（eLTAX）機能改修に伴う変更
令和1年6月28日	Ⅴ－1 ①請求先	郵便番号963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口：政策開発部ソーシャルメディア推進課　（市政情報センター）　024-924-3511	郵便番号963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口：政策開発部広聴広報課　（市政情報センター）　電話024-924-3511	事後	組織改編のため
令和1年6月28日	Ⅴ－1 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	郡山市朝日一丁目23番7号 政策開発部ソーシャルメディア推進課　市政情報センター	郡山市朝日一丁目23番7号 政策開発部広聴広報課　市政情報センター	事後	組織改編のため
令和1年6月28日	全項目評価書中	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	名称変更
令和3年10月14日	Ⅱ-2 ④記録される項目 全ての記録項目　別添2	別添2の項目全ての変更 （全項目の表記省略）	別添2の項目全ての変更 （別添2のとおり）	事後	契約事業者が変わったことによる変更
令和3年10月14日	Ⅱ－4 委託事項2	賦課情報の運用管理業務	郡山市税総合システム運用及び印刷等業務	事後	契約事業者が変わったことによる変更
令和3年10月14日	Ⅱ－4 ⑥委託先名	株式会社福島情報処理センター	富士通Japan株式会社　福島支社	事後	契約事業者が変わったことによる変更
令和3年10月14日	Ⅱ－4 ⑦再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	契約事業者が変わったことによる変更
令和3年10月14日	Ⅱ－4 ⑧再委託の許諾方法	なし	委託先からの申出を受け、委託先と同等の秘密保持義務を課し、業務の履行に関しては委託先がその責任を負うことになっていることを確認の上、書面により承諾を行う。	事後	契約事業者が変わったことによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月14日	Ⅱ－4 ⑨再委託事項	なし	個人住民税システムでの賦課情報ファイルの運用管理	事後	契約事業者が変わったことによる変更
令和3年10月14日	Ⅱ－4 委託事項3	郡山市税総合システム開発・保守サービス契約	郡山市税総合システム構築及び運用保守業務	事後	契約事業者が変わったことによる変更
令和3年10月14日	Ⅱ－4 ⑥委託先名	日本電気株式会社	富士通Japan株式会社　福島支社	事後	契約事業者が変わったことによる変更
令和3年10月14日	Ⅱ－4 ⑦再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	契約事業者が変わったことによる変更
令和3年10月14日	Ⅱ－4 ⑧再委託の許諾方法	なし	委託先からの申出を受け、委託先と同等の秘密保持義務を課し、業務の履行に関しては委託先がその責任を負うことになっていることを確認の上、書面により承諾を行う。	事後	契約事業者が変わったことによる変更
令和3年10月14日	Ⅱ－4 ⑨再委託事項	なし	税総合システム開発・保守に関すること	事後	契約事業者が変わったことによる変更
令和3年10月14日	Ⅲ－4 特定個人情報提供ルール 委託先から他者への提供ルールの内容及びルール遵守の確認方法	再委託を認めていないので、他者への提供はない。	提供する他者については、あらかじめ、委託先から書面による申請を受け委託元が承認した者に限定し、委託先と同等の秘密保持義務を課した上で、業務の履行に関しては委託先がその責任を負うこととなっている。 また、拠点間接続ネットワークについては、別途利用手引、行動規範を定めており、取扱者についてもあらかじめ明確化した上で限定し、個人ごとに付与されたIDでアクセス記録を保存している。 さらに、管理エリアについては、監視カメラによる記録を行っている。	事後	契約事業者が変わったことによる変更
令和3年10月14日	Ⅲ－4 特定個人情報提供ルール 委託元と委託先の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	なし	本契約に併せ、別途、秘密保持契約を締結し、取扱者の明確化及び情報管理についての指示、教育等を義務付けるとともに、毎月実施される定例会において、提供に関する取扱状況の報告も行っている。 また、拠点間接続ネットワークについては利用手引、行動規範を締結し、個人ごとに付与されたIDで、アクセス記録を保存している。 さらに、管理エリアについては、監視カメラで記録しており、必要に応じて立入検査を行うこととなっている。	事後	契約事業者が変わったことによる変更
令和3年10月14日	Ⅲ－4 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	①秘密の保持 ②目的外利用の禁止 ③無断複製の禁止 ④秘密情報の返却・廃棄 ⑤事故等の報告 ⑥再委託の禁止	①秘密の保持 ②秘密情報の返却・廃棄 ③事故等の報告 ④再委託の禁止（事前に書面による承諾を受けたものを除く） ⑤契約内容の遵守状況の報告 ⑥取扱者の明確化 ⑦秘密情報等の取扱いに関する実地調査	事後	契約事業者が変わったことによる変更
令和3年10月14日	Ⅲ－4 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの	再委託していない	十分に行っている	事後	契約事業者が変わったことによる変更
令和3年10月14日	Ⅲ－4 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	なし	①特定個人情報を使用した業務についての作業従事者について、委託先のセキュリティーポリシー及び個人情報保護方針に従い、情報の第3者への提供をしないよう、定期的なセキュリティ教育を行うとともに、誓約書を提出することを義務付けている。 ②ID及びパスワードによりユーザー認証を行い、受託業者のアクセス記録のログを保管しており、必要に応じ当該ログを確認することができる。 ③拠点間接続ネットワークについては、別途利用手引、行動規範を定め、個人ごとに付与されたIDで、アクセス記録を保存し、管理エリアについては、監視カメラによる記録を行っている。	事後	契約事業者が変わったことによる変更
令和3年10月14日	Ⅲ－4 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 その他の措置の内容	なし	税総合システム運用及び印刷等業務拠点間接続ネットワーク（利用手引、行動規範）の締結	事後	契約事業者が変わったことによる変更
令和3年10月14日	Ⅲ－7 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	②端末においては、盗難防止ワイヤーを設置している。	②端末においては、鍵付きロッカーでの保管または盗難防止ワイヤーを設置している。	事後	使用端末の更新に伴う対策の変更
令和3年10月14日	Ⅲ－7 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	事故発生から3年以上が経過したことによる削除
令和3年10月14日	Ⅲ－7 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	・平成26年5月30日「郡山市まちづくりネットモニター」アンケート対象者139名にメールアドレスを表示したままメールを送信した。 ・本市が業務委託している委託先が平成26年9月11日メールマガジン「市民活動サポートメール」登録者373名にメールアドレスを表示したままメールを送信した。	削除	事後	事故発生から3年以上が経過したことによる削除

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月14日	Ⅲ－7 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	・複数の相手にメールを送信する場合にBccの利用を徹底する。 ・メールの作成者と送信者に役割分担し、複数名が確認後に送信するなど、ダブルチェック体制を徹底する。	削除	事後	事故発生から3年以上が経過したことによる削除
令和3年10月14日	全項目評価書中	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正に伴う変更
令和3年10月14日	全項目評価書中	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	番号法改正に伴う変更
令和3年10月14日	全項目評価書中	番号法第19条第12号	番号法第19条第13号	事後	番号法改正に伴う変更
令和3年10月14日	全項目評価書中	保健所地域保健課	保健所保健・感染症課	事後	組織改編のため
令和3年10月14日	全項目評価書中	こども部こども支援課	こども部こども家庭支援課	事後	組織改編のため
令和3年10月14日	全項目評価書中	こども部こども育成課	こども部保育課	事後	組織改編のため
令和3年10月14日	全項目評価書中	建設交通部住宅課	建設交通部住宅政策課	事後	組織改編のため
令和3年12月17日	Ⅰ－2 1－③他のシステムとの接続	[　]その他（　　）	[○]その他（国税連携システム、審査システム）	事後	評価書の見直しのため
令和3年12月17日	Ⅰ－2 2－③他のシステムとの接続	[　]税務システム [○]その他（　　）	[○]税務システム [○]その他（地方税ポータルセンタ）	事後	評価書の見直しのため
令和3年12月17日	Ⅰ－2 3－③他のシステムとの接続	[　]税務システム [○]その他（　　）	[○]税務システム [○]その他（地方税ポータルセンタ）	事後	評価書の見直しのため
令和3年12月17日	Ⅰ－2 5－③他のシステムとの接続	[○]その他（　　）	[○]その他（福祉等各事務システム）	事後	評価書の見直しのため
令和3年12月17日	Ⅱ－3 ⑤本人への明示	個人住民税の賦課に必要な各種情報については番号法の別表第二の第27号に規定されている。	個人住民税の賦課に必要な各種情報については番号法の規定により明示されている。	事後	評価書の見直しのため
令和3年12月17日	Ⅱ－6 ①保管場所	＜国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）における措置＞ サーバーは地方税共同機構内のデータセンターに設置してあり、審査システム（eLTAX）の審査サーバ及び国税連携システム（eLTAX）の受信サーバは、 ・有人による…のみ使用している。	＜国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）における措置＞ サーバーは地方税共同機構内のデータセンターに設置してあり、審査システム（eLTAX）の審査サーバ及び国税連携システム（eLTAX）の受信サーバは、以下のとおりとする。 ・有人による…のみ使用している。	事後	評価書の見直しのため
令和3年12月17日	Ⅲ－2 情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く	＜国税連携システム（（eLTAX）・審査システム（eLTAX）における措置＞ ○本人又は本人の代理人 ○給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。） 地方税…システムで制御している。 ○公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） 公的年金等支払者…システムで制御している。 ○国税庁 ○他市区町村 国税連携…から送信される情報以外は入手できない。	＜国税連携システム（（eLTAX）・審査システム（eLTAX）における措置＞ ○本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。）における措置 地方税…システムで制御している。 ○公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）における措置 公的年金等支払者…システムで制御している。 ○国税庁、他市区町村における措置 国税連携…から送信される情報以外は入手できない。	事後	評価書の見直しのため
令和3年12月17日	Ⅲ－3 2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクーアクセス権限の発効・失効の管理	＜共通基盤システム・住登外システムにおける措置＞	＜共通基盤システム・住登外システム・統合宛名システムにおける措置＞	事後	評価書の見直しのため
令和3年12月17日	Ⅲ－3 2：権限のないもの（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクーアクセス権限の発効・失効の管理ー具体的な管理方法	＜個人住民税システム・国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）における措置＞ ①ID／システムパスワードの発行管理 ・業務主管課からの申請に基づき、セキュリティ管理者が確認し、部署及び業務ごとにアクセス権限を発行し、必要以上の情報照会ができないようにしている。 ・業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、業務に必要なアクセス権限のみを付与している。 ②失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職情報をセキュリティ責任者が確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。	＜個人住民税システム・国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）における措置＞ ①ID／システムパスワードの発行管理 ・業務主管課からの申請に基づき、情報システム管理者が確認し、部署及び業務ごとにアクセス権限を発行し、必要以上の情報照会ができないようにしている。 ・業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、業務に必要なアクセス権限のみを付与している。 ②失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職情報を情報システム責任者が確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。	事後	表記誤りの修正のため
令和3年12月17日	Ⅲ－4 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限ー具体的な制限方法	既存個人住民税システムへのアクセス制限を設け、不要な機能は付与していない。	アクセスできる作業員を制限しており、技術的・システム的に事務外使用のリスクに対する措置を行っている。	事後	評価書の見直しのため
令和3年12月17日	Ⅲ－4 特定個人情報の消去ルールールールの内容及びルール遵守の確認方法	＜共通基盤システム・住登外システム・統合宛名システムにおける措置＞ 既存住基システムへの異動を入力する端末は、職員の目の届く同じ部屋にあり、入力業務に限定して取り扱わせているため、消去の入力等は発生しない。入力に伴い出力された帳票は、職員が回収し焼却処分している。なお、秘密保持契約において消去処分についての記載もある。	＜共通基盤システム・住登外システム・統合宛名システムにおける措置＞ 既存住基システムへの異動を入力する端末は、職員の目の届く同じ部屋にあり、入力業務に限定して取り扱わせているため、消去命令の入力は発生しない。入力に伴い出力された帳票は、職員が回収し焼却処分している。なお、秘密保持契約において消去処分についての記載もある。	事後	評価書の見直しのため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月17日	Ⅲ－6 1：目的外の入手が行われるリスクーリスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	事後	評価書の見直しのため
令和3年12月17日	Ⅲ－6 2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクーリスクに対する措置の内容	VNP	VPN	事後	表記誤りの修正のため
令和3年12月17日	Ⅲ－6 4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクーリスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウエアにおける措置＞ ①中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。 ②既存システム…を設けている。 ③情報照会…を軽減している。 ④中間サーバー…になっている。 （※）中間サーバーは、…となっている。	＜中間サーバー・ソフトウエアにおける措置＞ ①中間サーバーはセキュリティ管理機能（※1）により情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※2）。 ②既存システム…を設けている。 ③情報照会…を軽減している。 ④中間サーバー…になっている。 （※1）暗号化・復号機能と鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 （※2）中間サーバーは、…となっている。	事後	評価書の見直しのため
令和3年12月17日	Ⅲ－7 3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクー消去手順ー手順の内容	＜個人住民税システム・国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）における措置＞ ①保存期限を過ぎたシステム上の特定個人情報については、市民税課の所属長の権限で消去を行う。なお、保存期限については地方税法及び市税条例において定められている。 根拠法令：郡山市文書等取扱規定第46条第5項及び第57条第4項、地方税法第17条の5第4項、第17条の5第6項、第17条の6第3項、市税条例第25条 ②保存期限を過ぎた申告等情報のうち紙媒体によるものについては、文書管理部署において郡山市の設置する焼却施設にて直接焼却処分を行う。	＜個人住民税システム・国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）における措置＞ ①保存期限を過ぎたシステム上の特定個人情報については、毎年、保存期限を満了した年に市民税課の所属長の決裁を受け、消去を行う。なお、保存期限については地方税法及び市税条例において定められている。 根拠法令：郡山市文書等取扱規定第46条第5項及び第57条第2項、地方税法第17条の5第4項、第17条の5第6項、第17条の6第3項、市税条例第25条 ②保存期限を過ぎた申告等情報のうち紙媒体及び電子媒体によるものについては、文書管理部署において溶解処理または郡山市の設置する焼却施設にて直接焼却処分を行う。	事後	評価書の見直しのため
令和7年4月30日	全項目評価書中	番号法第9条第1項別表第1	番号法別表	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年4月30日	全項目評価書中	番号法第19条第8号別表第2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年4月30日	全項目評価書中	こども部こども家庭支援課	こども部こども家庭課	事後	組織改編のため
令和7年4月30日	全項目評価書中	市民部国保税収納課	削除	事後	組織改編のため
令和7年4月30日	Ⅰ－5 法令上の根拠	番号法　第9条（利用範囲）第一項　別表第一の第16項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表24の項	事後	番号法改正に伴う項番の変更
令和7年4月30日	Ⅰ－6－② 法令上の根拠	〈情報照会〉 〇番号法第19条第8号（別表第二の第1欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの） 〈情報提供〉 〇番号法第19条第8号（別表第二の第3欄（情報提供者）が「市長村長」のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項	〈情報照会〉 〇番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項 〈情報提供〉 〇番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の情報提供者の項が「市町村長」のうち、特定個人情報の項に「地方税関係情報」が含まれるもの（1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項）	事後	番号法改正に伴う項番等の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月30日	Ⅱ－5 提供先1 別紙1　提供先15、46及び53を削除し、当該番号以下を繰上げ、法令上の根拠(項番)を修正する。	提供先4項番4、提供先5項番6、提供先6項番8、提供先7項番9、提供先8項番11、提供先9項番16、提供先10項番18、提供先11項番23、提供先12項番26、提供先13項番27、提供先14項番28、提供先15項番29、提供先16項番31、提供先17項番34、提供先18項番35、提供先19項番37、提供先20項番39、提供先21項番40、提供先22項番42、提供先23項番48、提供先24項番54、提供先25項番57、提供先26項番58、提供先27項番59、提供先28項番61、提供先29項番62、提供先30項番63、提供先31項番64、提供先32項番65、提供先33項番66、提供先34項番67、提供先35項番70、提供先36項番71、提供先37項番74、提供先38項番80、提供先39項番84、提供先40項番87、提供先41項番91、提供先42項番92、提供先43項番94、提供先44項番97、提供先45項番101、提供先46項番102、提供先47項番103、提供先48項番106、提供先49項番107、提供先50項番108、提供先51項番113、提供先52項番114、提供先53項番115、提供先54項番116、提供先55項番117、提供先56項番120	提供先4項番5、提供先5項番7、提供先6項番11、提供先7項番13、提供先8項番14、提供先9項番20、提供先10項番25、提供先11項番38、提供先12項番42、提供先13項番48、提供先14項番49、提供先15項番53、提供先16項番56、提供先17項番58、提供先18項番59、提供先19項番65、提供先20項番66、提供先21項番69、提供先22項番72、提供先23項番76、提供先24項番81、提供先25項番83、提供先26項番84、提供先27項番86、提供先28項番87、提供先29項番88、提供先30項番89、提供先31項番90、提供先32項番91、提供先33項番92、提供先34項番96、提供先35項番98、提供先36項番106、提供先37項番115、提供先38項番118、提供先39項番125、提供先40項番129、提供先41項番130、提供先42項番131、提供先43項番137、提供先44項番138、提供先45項番140、提供先46項番141、提供先47項番142、提供先48項番144、提供先49項番151、提供先50項番152、提供先51項番155、提供先52項番156、提供先53項番158	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年4月30日	Ⅱ－5 移転先1 別紙2　移転先7項番16及び移転先19項番59を削除し、当該番号以下を繰上げ、法令上の根拠(項番)を修正する。	移転先1,2項番8、移転先3項番9、移転先4項番10、移転先5項番15、移転先6,7項番16、移転先8項番19、移転先9項番30、移転先10項番37、移転先11項番41、移転先12項番43、移転先13項番45、移転先14項番46、移転先15項番47、移転先16項番49、移転先17項番56、移転先18,19,20項番59、移転先21項番63、移転先22項番68、移転先23項番70、移転先24項番84	移転先1,2項番9、移転先3項番10、移転先4項番14、移転先5項番23、移転先6項番24、移転先7項番27、移転先8項番44、移転先9項番56、移転先10項番61、移転先11項番63、移転先12項番64、移転先13項番66、移転先14項番67、移転先15項番70、移転先16項番81、移転先17,18項番85、移転先19項番95、移転先20項番100、移転先21項番105、移転先22項番117	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年4月30日	Ⅲ－7 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	なし	(その他の内容) ①令和5年9月、委託先から派遣された当市マイナンバーカード申請窓口等の業務に従事する者が、市役所窓口において、マイナンバーカードの再申請を行った住民1名の氏名・生年月日・連絡先を私的利用目的でメモし、その後私的な連絡のやり取り及び直接面会を行ったことが令和6年3月に発覚。 ②令和6年3月、市内認可保育施設34施設と運営法人4か所の計38か所へ、令和5年度障害児保育補助金についての事務連絡を送信。その際、宛先設定のあるメールを再利用し、古い添付データ(氏名、生年月日、障害手帳の交付の有無が記載された3名分の名簿)を削除せず送信。 ③令和6年11月、市が主催する事業において、受託事業者及び再委託先事業者が、本市宛てに電子メールを送信する際、そのメールアドレスが誤っていたことが判明。このメールには、516件の個人情報が記載されたデータが添付されていた。 ④令和6年11月、市が主催する事業において、当該事業を受託した受託事業者から再委託を受けた再委託先事業者が使用する、再委託先事業者のサーバー管理事業者が使用するサーバーが、ランサムウェアの被害を受けていることが発覚。サーバー内には当該事業参加申込者の個人情報1,513件が含まれていた。 ⑤令和6年12月、3歳児健康診査精密検査の受診に係る文書を発送したところ、2件の間で文書の誤封入が発生。	事後	事故発生による追加
令和7年4月30日	Ⅲ－7 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	なし	(再発防止策の内容) ①委託先から提出された教育実施報告の適正性を確認し、契約に基づく指示・監督の徹底。毎月1回、業務責任者が抜き打ちで個人情報の取り扱い手順が運用どおりに行われているかチェック表で確認し、結果を市に報告することとした。 ②原則、過去のメールの再利用を禁止し、個人情報が含まれるメールを送信する際には、送信前に内容を複数名でチェックし、実行することとした。なお、個人情報を取り扱う際の職員の意識について、繰り返し注意喚起を行い、再発防止の徹底に努める。 ③メールの取扱いに係る情報セキュリティ対策基準に基づいた適正な管理を徹底。 委託先に対し、原因分析を行うとともに、複数人による二重チェックを徹底するなど、適正な個人情報の取扱いを徹底するよう指導。 ④委託先事業者に対し、情報セキュリティ対策等の周知、徹底を図ることについて指導するとともに、、受託事業者、再委託先事業者に対しても情報セキュリティ対策等の安全管理措置が講ぜられていることの確認及び徹底を指導し、適正な事務処理と再発防止に努める。 ⑤文書封入時は特に慎重に確認作業を行うよう係員への注意喚起を実施。文書を送付する際の複数の職員での確認の徹底及び確認方法の手順の明文化を図る。	事後	事故発生による追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月20日	Ⅰ－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ①システムの名称	なし	マイナポータル申請管理	事前	
令和7年8月20日	Ⅰ－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	なし	・住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能。	事前	
令和7年8月20日	Ⅰ－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ③他のシステムとの接続	なし	[○]その他（申告管理システム）	事前	
令和7年8月20日	Ⅰ－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ①システムの名称	なし	申請管理システム	事前	
令和7年8月20日	Ⅰ－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ②システムの機能	なし	・マイナポータル申請管理から申請データを取り込む。 ・個人住民税システムへ取り込むための申請データを受信する。	事前	
令和7年8月20日	Ⅰ－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ③他のシステムとの接続	なし	[○]税務システム	事前	
令和7年8月20日	別添1　事務の内容 個人住民税賦課の事務内容	なし	システム構成図において「マイナポータル申請管理」及び「申請管理システム」を追記	事前	
令和7年8月20日	Ⅱ－6 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜個人住民税システム・統合宛名システム・住登外システム・庁内連携システムにおける措置＞	＜個人住民税システム・統合宛名システム・住登外システム・庁内連携システム・申請管理システムにおける措置＞	事前	
令和7年8月20日	Ⅱ－6 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	なし	＜申請管理システムにおける措置＞ ①申請データは、個人住民税システムへダウンロード後に自動で消去される。	事前	
令和7年8月20日	Ⅲ－2 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	なし	＜申請管理システムにおける措置＞ 申請データは、マイナポータル申請管理以外の方法では入手できない。	事前	
令和7年8月20日	Ⅲ－2 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	なし	＜申請管理システムにおける措置＞ 閉域網であるLGWAN回線を利用することで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	
令和7年8月20日	Ⅲ－3 権限のない者によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	なし	＜申請管理システムにおける措置＞ ①システムを利用する必要がある所属を特定し、所属ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによる認証を行なっている。 ②ユーザーIDのログ情報を管理している。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月20日	Ⅲ－3 権限のない者によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効 具体的な管理方法	なし	＜申請管理システムにおける措置＞ ①ID／システムパスワードの発行管理 ・業務主管課からの申請に基づき、情報システム管理者が確認し、部署及び業務ごとにアクセス権限を発行し、必要以上の情報照会ができないようにしている。 ・業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、業務に必要なアクセス権限のみを付与している。 ②失効管理 ・権限を有していた所属の組織改編があった際は、情報システム責任者がアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。	事前	
令和7年8月20日	Ⅲ－3 権限のない者によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	＜個人住民税システム・国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）における措置＞	＜個人住民税システム・国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）・申請管理システムにおける措置＞	事前	
令和7年8月20日	Ⅲ－3 権限のない者によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	＜庁内連携システム・住登外システム・統合宛名システムにおける措置＞	＜庁内連携システム・住登外システム・統合宛名システム・申請管理システムにおける措置＞	事前	
令和7年8月20日	Ⅲ－3 従業員が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	＜庁内連携システム・住登外システム・統合宛名システムにおける措置＞	＜庁内連携システム・住登外システム・統合宛名システム・申請管理システムにおける措置＞	事前	
令和7年8月20日	Ⅲ－3 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	なし	＜申請管理システムにおける措置＞ 外部媒体へのデータのコピーは制御されており、システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製していない。	事前	
令和7年8月20日	Ⅲ－4 情報保護管理体制の確認	＜個人住民税システム・庁内連携システム・住登外システム・統合宛名システムにおける措置＞	＜個人住民税システム・庁内連携システム・住登外システム・統合宛名システム・申請管理システムにおける措置＞	事前	
令和7年8月20日	Ⅲ－4 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	＜個人住民税システム・国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）おける措置＞	＜個人住民税システム・国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）・申請管理システムにおける措置＞	事前	
令和7年8月20日	Ⅲ－4 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	＜個人住民税システム・国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）おける措置＞	＜個人住民税システム・国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）・申請管理システムにおける措置＞	事前	
令和7年8月20日	Ⅲ－4 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	＜個人住民税システム・国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）における措置＞	＜個人住民税システム・国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）・申請管理システムにおける措置＞	事前	
令和7年8月20日	Ⅲ－7 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	＜個人住民税システム・国税連携システム（eLTAX）における措置＞	＜個人住民税システム・国税連携システム（eLTAX）・審査システム（eLTAX）・申請管理システムにおける措置＞	事前	
令和7年8月20日	Ⅲ－7 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	なし	＜申請管理システムにおける措置＞ ①システムの使用権限は、IDおよびパスワードにより制限されている。 ②マイナポータル申請管理と専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月20日	Ⅲ－7 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	なし	＜申請管理システムにおける措置＞ 申請データは、個人住民税システムへダウンロード後に自動で消去されるため、古い情報のまま保管するリスクはない。	事前	
令和7年8月20日	Ⅲ－7 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 手順の内容	なし	＜申請管理システムにおける措置＞ 申請データは、個人住民税システムへダウンロード後に自動で消去されるため、いつまでも存在するリスクはない。	事前	
令和8年10月27日	Ⅰ-1 ②事務の内容	【概要】 地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書(以下「申告等情報」と称す。)を収集し、個人住民税を計算し賦課決定し、通知する。賦課決定に際し、または賦課決定した後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定または賦課更正を行う。 また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から所得・課税証明書を発行する。 【内容】 ①申告等情報(寄附金控除申告書、家屋敷課税申告書等含む。)の受理 ②他自治体等から郡山市への調査回答、郡山市から他自治体等への税務調査実施 ③個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ④住民登録外の課税(以下「住登外課税」と称す。)に伴う他自治体への通知 ⑤個人住民税の減免申請書の受理および承認または却下の決定、ならびにその通知 ⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理 ⑦他市課税であることが判明した場合の資料回送 ⑧賦課情報に基づく所得・課税証明書発行	【概要】 地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書(以下「申告等情報」と称す。)を収集し、個人住民税を計算し賦課決定し、通知する。賦課決定に際し、または賦課決定した後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定または賦課更正を行う。 また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から所得・課税証明書を発行する。 【内容】 ①申告等情報(寄附金控除申告書、家屋敷課税申告書等含む。)の受理 ②他自治体等から郡山市への調査回答、郡山市から他自治体等への税務調査実施 ③個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ④住民登録外の課税(以下「住登外課税」と称す。)に伴う他自治体への通知 ⑤個人住民税の減免申請書の受理および承認または却下の決定、ならびにその通知 ⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理 ⑦他市課税であることが判明した場合の資料回送 ⑧賦課情報に基づく所得・課税証明書発行 ⑨サービス検索・電子申請機能での受領	事後	サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)から次期オンラインサービスへのシステム移行に伴う評価書見直しのため
令和8年10月27日	Ⅰ－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ①システムの名称	なし	サービス検索・電子申請機能	事後	サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)から次期オンラインサービスへのシステム移行に伴う評価書見直しのため
令和8年10月27日	Ⅰ－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ②システムの機能	なし	・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能	事後	サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)から次期オンラインサービスへのシステム移行に伴う評価書見直しのため
令和8年10月27日	Ⅰ－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ③他のシステムとの接続	なし	[○]その他(マイナポータル申請管理)	事後	サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)から次期オンラインサービスへのシステム移行に伴う評価書見直しのため
令和8年10月27日	別添1　事務の内容 個人住民税賦課の事務内容	なし	システム構成図において「サービス検索・電子申請機能」を追記	事後	サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)から次期オンラインサービスへのシステム移行に伴う評価書見直しのため
令和8年10月27日	Ⅱ－3 特定個人情報の入手・使用 ①入手方法	[○]その他(LGWAN、専用回線、インターネット回線)	[○]その他(LGWAN、専用回線、インターネット回線、サービス検索・電子申請機能)	事後	サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)から次期オンラインサービスへのシステム移行に伴う評価書見直しのため
令和8年10月27日	Ⅱ－6 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	なし	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能に関しては、常時施錠されたオペレーションルームにて個人番号付電子申請データを管理しており、入退室には指紋認証等の厳重な入退室管理を実施している。 ・事業者に関しては、事前に本番アクセスの申請を許可された者のみ個人番号付電子申請データベースへのアクセスを可能としている。 ・サービス検索・電子申請機能は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」及び「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」等を遵守の上、日本国内で個人番号付電子申請データを保管している。	事後	サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)から次期オンラインサービスへのシステム移行に伴う評価書見直しのため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月27日	Ⅱ－6 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	なし	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ サービス検索・電子申請機能に保存された個人番号付電子申請データは、申請から5営業日後に自動的に論理削除され、申請から60日後に自動的に物理削除される。	事後	サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）から次期オンラインサービスへのシステム移行に伴う評価書見直しのため
令和8年10月27日	Ⅲ－2 リスク1：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	なし	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・マニュアルやweb上で個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、対象以外の情報の入手を防止する。 ・申請時に個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外のなりすましを防止する。	事後	サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）から次期オンラインサービスへのシステム移行に伴う評価書見直しのため
令和8年10月27日	Ⅲ－2 リスク1：目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	なし	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）から次期オンラインサービスへのシステム移行に伴う評価書見直しのため
令和8年10月27日	Ⅲ－2 リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	なし	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	事後	サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）から次期オンラインサービスへのシステム移行に伴う評価書見直しのため
令和8年10月27日	Ⅲ－2 リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	なし	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	事後	サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）から次期オンラインサービスへのシステム移行に伴う評価書見直しのため
令和8年10月27日	Ⅲ－2 リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	なし	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ 個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事後	サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）から次期オンラインサービスへのシステム移行に伴う評価書見直しのため
令和8年10月27日	Ⅲ－2 リスク4：入手した特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	なし	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事後	サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）から次期オンラインサービスへのシステム移行に伴う評価書見直しのため
令和8年10月27日	Ⅲ－3 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	なし	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能を LGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用 IDの利用を禁止する。	事後	サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）から次期オンラインサービスへのシステム移行に伴う評価書見直しのため
令和8年10月27日	Ⅲ－3 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・喪失の管理 具体的な管理方法	なし	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザーID管理者が事務に必要となる情報にアクセスできるユーザーIDを発効する。 ・ユーザーID管理者が各事務に必要となるアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理 定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザーIDを失効させる。	事後	サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）から次期オンラインサービスへのシステム移行に伴う評価書見直しのため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月27日	Ⅲ－3 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	なし	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ 定期的にユーザーID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザーID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザーIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	事後	サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）から次期オンラインサービスへのシステム移行に伴う評価書見直しのため
令和8年10月27日	Ⅲ－3 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	なし	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。	事後	サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）から次期オンラインサービスへのシステム移行に伴う評価書見直しのため
令和8年10月27日	Ⅲ－3 リスク3：従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	なし	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定された USB メモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事後	サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）から次期オンラインサービスへのシステム移行に伴う評価書見直しのため
令和8年10月27日	Ⅲ－3 リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	なし	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようシステム的に制御する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定された USB メモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事後	サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）から次期オンラインサービスへのシステム移行に伴う評価書見直しのため
令和8年10月27日	Ⅲ－7 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	なし	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定された USBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。	事後	サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）から次期オンラインサービスへのシステム移行に伴う評価書見直しのため
令和8年10月27日	Ⅲ－7 リスク1特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	なし	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事後	サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）から次期オンラインサービスへのシステム移行に伴う評価書見直しのため
令和8年10月27日	Ⅲ－7 リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	なし	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。	事後	サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）から次期オンラインサービスへのシステム移行に伴う評価書見直しのため
令和8年10月27日	Ⅲ－7 リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 手順の内容	なし	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ サービス検索・電子申請機能に保存された個人番号付電子申請データは、申請から5営業日後に自動的に論理削除され、申請から60日後に自動的に物理削除される。	事後	サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）から次期オンラインサービスへのシステム移行に伴う評価書見直しのため